

会議録

平成 26 年 2 月 18 日(火) 場 所 3 階 第 5 研修室

会 議 名：第 11 回総務・経済常任委員会

出席委員：竹田委員長、新井田副委員長、福嶋委員、又地委員、佐藤委員、平野委員
笠井委員、東出委員、岩館委員

欠席委員：吉田委員

事務局 山 本、近 藤

会議時間 午前 9 時 59 分～午後 4 時 50 分

開 会

1. 委員長挨拶

竹田委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、第 11 回総務・経済常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は 9 名でございます。

吉田裕幸議員から欠席の届け出がありました。

よって、委員会条例第 14 条の規定による委員定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の会議次第は、別紙配付のとおりであります。

2. 調査事項

(1) 町民税務課

・危険家屋の現状と課題について（継続）

竹田委員長 町民税務課、副町長、大変、早朝からご苦労様です。

きょうは、当初、予定していた事務調査にプラスになった部分がありまして、一応案件としますと 7 件ございます。

きょうは、昨日の会議の中でもいろいろお話が出ていたように、手短にきょうは進みたいとこのように思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、町民税務課の危険家屋の現状と課題は継続事項であります。この部分の資料が出ておりますので、まず説明を求めます。

大瀬課長。

大瀬町民税務課長 おはようございます。

それでは、町民税務課所管分として、危険家屋の現状と課題について説明をさせていただきます。

昨年 11 月 28 日に開催されました、第 8 回総務・経済常任委員会以降の危険家屋と現状の課題における対応について、説明を申し上げたいと思います。

まず、1 ページをお開きいただきたいと思います。2 月 7 日に木古内町空き屋等対策連携会議を開催し、町内において老朽家屋等が年々増加しており、住民や個人の財産に危害を及ぼす可能性が高くなってきている状況にあることから、関係課、これは総務課、建設

水道課、まちづくり新幹線課、町民税務課及び関係団体、木古内消防署、木古内警察署の皆様にご参集をいただき、危険住宅に関する情報の共有化や、緊急時における対応や改善方法について会議を開催しております。会議の内容としましては、老朽危険家屋の適正に管理に伴う改善指導、老朽危険家屋の災害時等における対応、空き屋（入居可能住宅）の定住化等の活用検討を重要な柱として、また、検討事項としましては、1. 危険家屋のリストアップ、2. 危険家屋の改善等の経過、3. 危険家屋応急対応等の経過、4. 空き屋（入居可能住宅）の活用検討、5. 空き屋適正管理条例の素案検討等について、会議を開催してございます。

1 枚めくっていただきまして、2 ページをお開きいただきたいと思います。これは、危険・空き屋家屋等対策連絡会議対応フロー図となっております。全体的に、このような形で進めてまいりたいというふうに考えてございます。

木古内町の空き屋等の諸問題は、木古内町空き屋等対策連絡会議に諮り、進めていくことということで確認をさせていただきます。左側のほうから説明をさせていただきます。

老朽危険家屋の個別調書です、左上から 2 段目です。町民税務課、建設水道課を主として、木古内消防署の協力を得ながら作成をしております。

解体・改善のその下だと思えますが、解体・改善指導は、町民税務課が行います。

解体・改善等の所有者有りは、交渉（解体・改善依頼）、解体・改善処置まで町民税務課で行います。

次に、右になりますけれども、所有者不在・所有者追跡調査・交渉（解体・改善依頼）は、町民税務課で行い、解体・改善処置は建設水道課の協力をいただきながら行ってまいります。これは、建設水道課のほうから取り壊しの費用ですとか積算等のものや、現地指導については建設水道課の協力をいただくということで、このような形を行いたいと思っております。

条例制定については、町民税務課で行いたいと思っております。

次に、暴風時等応急対応です。これは、フロー図の真ん中になります。

所有者有り・所有者不在の確認については、個別調書等を参照しながら進めてまいりたいと考えております。

災害発生（地域からの連絡）・現地確認については、総務課、建設水道課、木古内警察署、木古内消防署の協力をいただきながら進めてまいります。

応急処置（直営・外注）については、総務課、建設水道課を主体として取り進めます。

費用負担請求、一番下になると思えますけれども、総務課、町民税務課で行います。但し、所有者不在については、可能な限り調査を進めまして、請求を起こしていきたいというふうに考えております。

次に、右になりますが、空き屋住宅（居住可能）の部分です。

空き屋リストアップは、まちづくり新幹線課、町民税務課で行い、定住対策活用方法検討、定住所有者協力要請、運用開始迄まちづくり新幹線課で行ってまいりたいと思っております。

3 ページですが、これはただいま説明しました、空き屋等対策の分担表の中で、細目が前の表のほうに付くような形となっております。

次ですが、4 ページをお開きいただきたいと思います。函館市の空き屋等の適正管理に関する条例（素案）の対象イメージ図でございます。木古内町も函館市の条例等を参考に、

平成 26 年度において条例化を進めてまいりたいと思っております。

函館市のホームページは、平成 26 年の 1 月 1 日からこのような形で実施をしていくということで、このようなフローが参照できますので参照いただきたいと思います。

次に、木古内町老朽危険住宅等のリストということで、6 ページをお開きいただきたいと思います。これは、木古内町老朽危険住宅等位置図。これは新道から大平エリアの 8 件の部分です。

続きまして、7 ページは札苅エリアで、⑨番、⑩番、⑪番の 3 件となっております。

1 枚めくっていただきまして 8 ページ、泉沢から釜谷エリアは 3 件というふうになってございます。

1 ページめくっていただきまして、9 ページをお開きいただきたいと思います。

9 ページは、No. 1 新道地区、これは函館トヨペット木古内営業所付近の建物です。

次、10 ページ、No. 2 本町地区寿町地区で、気楽町通りとラルズ通りの交差点付近の建物になってございます。

次、11 ページですが、No. 3 新栄町地区、清水工業付近にある建物です。

12 ページ、No. 4 曙町内会、北光ハイヤー向かい通り付近にある建物になってございます。

続きまして、13 ページ、No. 5 居酒屋おかめさんの向かいの建物になっています。

次、14 ページ、No. 6 になります。前浜の高瀬美容院付近にある建物です。

15 ページ、No. 7 大平地区のセブンイレブンの付近にある建物です。

次、16 ページですが、No. 8 大平セブンイレブン近く、いまの建物の隣接している建物になります。

17 ページ、No. 9 ですが、これは札苅地区の西山建設さんの付近にある建物です。

18 ページ、No. 10 札苅地区、六軒町のところの中に入ったところの建物です。

続きまして、19 ページ、No. 11 札苅地区、札苅の消防署の向かい道路を、少し浜側のほうに降りて行ったところの建物になります。

20 ページ、No. 12 泉沢地区、橋呉橋より函館方面に約 200 m くらい進んだ、海岸沿いにある建物になります。

次、21 ページ、No. 13 ですが、泉沢地区、泉沢駅を真っ直ぐ下がったところにある建物になっております。

22 ページ、No. 14 釜谷地区で、釜谷駅より函館方面に約 300 m くらい進んだところにある建物になってございます。

いま紹介いたしましたけれども、左側のほうに物件の状況、抵当権の有無、建築面積等をこれから税務のほうと協議をしながら、埋めていきたいというふうに考えてございます。なるべく早くそのような形で、事務を取り進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

竹田委員長 ただいま、資料の説明をいただきました。これより質問等あればお受けしたいと思います。

佐藤委員。

佐藤委員 ただいま、空き家対策について説明を受けましたけれども、この調査について、何かまだこのほかに空き家があるような感じがするのですが、これはいつの段階で調査したのかわからないけれども。お話をしますと、中野地区でも 3 軒ほど空き家が何年も前か

らあるということなのですよ。相当傷んでいるところもありますし、まだきちんとして
いるところもあるのですけれども。それは、いつまでまだこの調査をやる考えているので
すか。

竹田委員長 大瀬課長。

大瀬町民税務課長 取りあえず、いま、このリストに上がっているのは、いろいろと皆さん
から言われたもので、まだまだ、昨年の委員さんの皆さんのご意見等も伺っていますと
たくさんあるということで、うちのほうで町内会連合会のほうの事務局を持っていますの
で、実際にはこのような把握はしているけれどもどうなのだろうということで、それにつ
いては先ほど申しあげましたように、対策推進連携会議のほうの中で皆さんの同意を得て、
各町内会のほうにもそれらしき物があればということで、ご連絡を差し上げたいというふ
うに考えております。

竹田委員長 危険家屋等については、以前から見ると一歩前進したのかなというそういう
評価をします。

平野委員。

平野委員 まずをもちまして、課長のほうからも説明がありましたとおり前回、8回にも
同様の事務調査がございました。そこから見ると、確かにいま委員長がおっしゃるとおり、
進んだのかなと。フロー図も出ましたし、進んだというふうにも実感を感じているところ
はあります。しかしながら、これは5年も6年も、さらにはそれ以前から問題とされてい
る話であり、はっきり言って遅いというのが現状だと思っていますので、そのことを一応
苦言として、まずはひとこと申し述べさせていただきます。

その中でもこのフロー図ができ、具体的にどのように取り組んでいくのか、あるいはリ
ストもでき、この物件はどののだと具体的な進みができる状況になりつつあると思うの
ですけれども、まず先ほどの大瀬課長の説明の中で、函館市が実際、26年度の1月から条
例を公表して進めていると。木古内町はいつに向けてという言葉があったと思うのですけ
れども、その時期についてもう一度確認願いたいと思います。

また、いま佐藤委員もおっしゃるとおり、情報収集、把握ですね。現在、ここまでの件
数の把握はしているということですが、実際まだまだ追いついていない現状だと思
います。その情報収集について、いまも地域町内会連合会と連携すると言いましたが、ま
ずは情報収集をして、その対応をどうするんだということが大事なので、情報収集をど
のような時期までに具体的に進めていく考えがあるのかをお聞かせ願いたいというのが2点
目です。

それと、フロー図で見ると右側です。空き家住宅（居住可能）というところがあるので
すけれども、いまは危険家屋について載せているところだと思うのですけれども、このフ
ロー図の右側を見ると、住んでいないところで定住対策活用方法検討という項目につな
がっていくと思うのですけれども、これも危険家屋の撤去と合わせて、木古内町にとっては
非常に重要な案件だと思います。もちろん危険なところを町民の安心・安全を取り組むと
同時に、木古内町の人口減の歯止め定住対策を同時に進めなければならないと思うので
すけれども、その空き家、実際に貸せたり、人が住めるようなところの情報収集もどの
ような方法で行っていくのか合わせてお聞かせください。

竹田委員長 大瀬課長。

大瀬町民税務課長 まず条例の時期ですが、早ければ 6 月の定例会までに何とか上程させていただきたいというふうに考えてございます。

情報収集なのですけれども、やはり、連絡会議の中で全町をくまなく歩くといいのですけれども、どうしてもなかなか難しいということもありまして、町内会連合会名で、各町内会の会長さんのほうにこのような住宅があると。役場のほうでこのような把握をしているのだけれども、そのほかにもというような形であれば、情報提供をしていただけないかというふうな形で、新年度に何とかそのくらいから進めてまいりたいというふうに思っております。再度、いまこのような形でリストは作っていますけれども、その分にプラスしたもので、連絡会議のほうを図ってまいりたいというふうに考えてございます。

いまの三つ目の質問なのですけれども、定住対策空き家の部分については、危険住宅と逆に、そういういま平野委員さんのほうから言われたように、定住対策について町内会長さんのほうに紹介をして、受け入れ可能なような住宅であれば、なるべく早くそういうふうな形の中でまちづくり新幹線課のほうと話をしまして、そういう対応のほうに進めてまいりたいと考えております。

竹田委員長 確かに当初、話題になったのは危険家屋というようなことで、対策ということなのだけれども。今回、合わせて、空き家住宅というイコール定住絡みのこの部分は遅しというか、新幹線の例えば用地立ち退きの時点で、もっともっとリストアップは早くできていなければならなかった。いま、急に空き家対策、空き家を活用しようという動きの背景というのは特に何かあるのだろうか。

副町長。

大野副町長 おはようございます。本日はご苦労様です。

資料の 3 ページをお開き願いたいのですけれども、空き家対策に取り組むという上では、老朽廃屋いわゆる老朽化した壊れた建物のほかに、現在住んでいない、将来このまま誰も住んでいなければ、朽ちはててくるであろう空き家。これが、両方入ってくるのだと思います。まず、第一番目に取り組むのは、老朽廃屋をどう片付けて、住民の安全・安心につなげていくのかと。これは、条例を制定して、所有者等がまちのほうの勧告に応じなければ、行政代執行をし、その費用については所有者に請求をします。こういう手続きが条例で作られていくわけです。

一方で、将来、老朽廃屋になっていくであろう危険性のある空き家については、むしろ、いま現在使えるのであれば、これはリフォームなりしてもらって貸す作業。こういう意向がないのかどうかということも含めて検討をするというのが大事だというふうに思っています。もちろん、まちづくり新幹線課のほうでは、新幹線の工事に伴っての移転の対象者に対する住宅の斡旋というものを考えておりましたので、その空き家のリストアップはしているのですが、それは利用できる家ということでリストアップをしていたものであって、それからまた落ちているといいますか、そこに入ってきていない建物もあるでしょうから、そののところも合わせて把握をしていきたい。これは、先ほど課長が言っていました、町内会さん等をお願いをすることも、今年の 6 月から町連の事務局が町民税務課になったということもあるので、そういう動きもできるというふうに判断をしていたというふうに認識をしていただければというふうに思います。警察や消防の情報もありますし、やはり定住ということを進めていく中で、こういう建物が使えますよということも大事な視点にな

ってきますので、改めてということになります、これは。新幹線の移転対象の空き家とはまた、こういう建物があるというふうにリストアップしていくのとはまた、さらにそれを一歩進めるというような考え方で、理解をしていただければというふうに思います。

3 ページを開いていただいたのは、役場の中のそういう部署が、ほぼ網羅されているということで、理解をしていただければというふうに思います。話がきょうのように、定住の話ということになればすぐに、このメンバーの中で話がされていく。それが、空き家対策等対策連絡会議というふうに受け止めていただければというふうに思います。以上です。

竹田委員長 1 ページの対策会議、これについては大変良いとは思いますが、本当に危険家屋ではなくて空き家対策。いま副町長が説明したように、そういう空き家対策の利活用を含めた部分だとすれば、このメンバーにやっぱり町民を巻き込んだ、例えば町内会ですとか、巻き込んだそういう組織というかそういう部分で議論をしなければ十分な把握はできないのかなという気がするものですから。今後、進める中で十分検討をして、進められたいというふうに思います。

新井田副委員長。

新井田副委員長 お尋ねしたいのですけれども、いまのリストアップで十数軒のものがありますけれども、これ以外に先ほど出ましたけれども、まだまだ当然あるような状況になっていますけれども。その中で、参考までになのですけれども、いわゆる町の町財産としての建物ですとか、そういう処理物件というのはおおよそどの程度掴んで、ないならないで結構なのですけれども。こういう空き家対策の中で、持ち主がわからないですとか町に寄付をしたいですとか、いろんな場合があると思うのですけれども、そういう物件というのはどの程度把握されているのかなと思ひまして、参考までにちょっとわかればお聞きしたいと思います。

竹田委員長 大瀬課長。

大瀬町民税務課長 町の財産に帰属するものについては、建設水道課の所管になっておりまして、直接、私どものほうではなくて、建設水道課のほうの財産の担当のほうでお話をされていると思いますけれども。まだ、私どものほうでは、家をこういうふうに町に寄付をしたいのでという話は、まだ承っておりません。

竹田委員長 ほかに。

又地委員。

又地委員 いろいろ危険家屋に絡めて、空き家対策も出てきたと。空き家対策が出てきたということは、それは良いことで悪いことではないと思うのだけれども。このことによって、危険家屋の対策が足引っ張りになるようなことがあってはまずいと。それが一つと、町内会云々の話も出ていましたけれども、いまだかつて町内会にはこの件の話は何もないですよ。私が確認したいのは、6月に条例制定に向けて目標だということなのだけれども、もし、この危険家屋が強風等の理由で崩壊して、そして、通行人ですとか近所の人に迷惑がかかった。人身事故等があった場合は、その責任は誰が負うのかなと。前には、「家屋の持ち主になります」というような話も聞いているのだけれども、ちょっと確認をしておきたいのですよ。例えば、うちの町内会にもあるのです。1棟、一つ抜けているけれども。三つくらいあるのです。国道ぶちで、例えば山瀬ですとか台風の時に、例えば屋根が民家に飛んで行ったですとか。あるいは国道を走っている車に飛んで行って、事故を起こ

して云々となった場合の責任というのはどうなるのだろうというところを確認しておきたいです。

それと、空き家対策連携会議の中に、警察ですとか消防ですとかも入っているのだけれども、空き家対策の部分ではこの人方はいないはずですよ。いないと思うのです、警察ですとかというのは。私は例えば、危険家屋の部分と有効利用をしようということだと思うのです、定住構想の考え方からすると。だからこれは分けたほうがいいのではないだろうか。一緒にしてしまうとややこしくて、何か足引っ張りになるような気がするのだけれども。その辺の見解もちょっと伺っておきます。

竹田委員長 副町長。

大野副町長 危険家屋の強風等で建物の一部が飛んで、人身事故あるいは物損事故につながった場合の第一番目の責任の所在というのは、前にも申し述べましたけれども所有者であります。所有者が特定できない場合につきましては、これは、追跡調査をしながらもわからないわけですので、抵当権が入っていれば抵当権者も関わってきます。抵当権もないという中で、全く所有者が掴むことができないということになりますと、これは無作為の被害になりますから国家賠償法が適用になります、国賠法ですね。行政に責任がくるかという、それは善良な管理を行政がしなければならぬということにはなっておりませんので、これについてはないというふうに判断をしています。

警察、消防の関わりなのですけれども、危険家屋についてはもちろん、消防等についてもあるいは警察からの情報もいただきながら、さらに空き家については防犯上ですとかあるいは火災等の類焼です。そういった面でも消防さんのほうで情報収集をしていたほうが、これは個別にはおそらく町内を歩いていますから収集はしているのですけれども、行政、警察、消防と同じ情報を共有していくというのが大事だというふうに思いますので、これは進めさせていただければというふうに思っております。

町内会の件これについては、新たに説明をしましたので、先ほど平野委員さんからのありましたように、組織の中に町内会の町連のほうとも少し話をさせていただいて、そこに入っていただく中で、調査のほうも進めていければというふうに思っております。

竹田委員長 又地委員。

又地委員 現時点では、例えば所有者なり国家賠償法なりで、条例を制定していないからいくのですね。だけれども、6月を目標にして町の条例制定をするわけですよ。そうすると、それ以降は、条例制定を木古内町としてしているわけですから、それ以降の部分に関しては、被災者は木古内町を相手取って裁判を起こせるというふうな認識でいいですよ。うちで条例制定をするのですよ。そして、早く改善だとかそういうことをしなさいよとするわけです。だけれども、それがスムーズにいったいなくて、遅滞しているという現状の中で、例えば屋根が飛んだですとかそういう形の中で、向かいの家ですとか隣ですとか、あるいは車を運転していて、車に飛んでいってぶつかって事故が起きたですとかというものに関しては、私は木古内町を相手取って裁判を起こされる可能性があるだろうとそのような認識をするのだけれども、それはどうなのですか。

竹田委員長 副町長。

大野副町長 条例を制定するしないにかかわらず、所有者あるいは権利者がいればそのかたが第一の被疑者といいますか、裁判の場合の相手方になります。行政が被告になるとい

うことは、ないというふうに判断をしております。ただ、条例を制定しますので、行政のほうが排除命令といいますか、この4ページでいきますと所有者または権利者。権利者ということになると、抵当権を設定しているかた等になろうかと思えますけれど、助言及び指導をし、勧告をするわけです。これは、相手がありますから、その相手がやらないで放置しているということに対して、行政が第一の被告になるかということ、そこは、被告はあくまでも所有者または権利者ということになります。

措置命令を出して、公表した上でさらに実施をしないという場合には、これは代執行を行うこととなりますけれども、行政代執行をやるという手続きを踏むにしても、これは、町民の税金といいますか、町の予算でやることとなりますので、代執行をする上では議会のほうにお諮りをしながら進めるということになります。その間に、被災をしたとしても、手続きを踏んでいるということで、被告になるということではなくて、その部分は国会賠償法、国に責任を問うという形になるというふうに理解をしております。

竹田委員長 岩館委員。

岩館委員 1点だけお聞きしたいと思いますけれども、2ページの所有者有りというところから、最後に費用負担を請求するわけですがけれども、いままで何回もこの件について、やって進まないというのは、最終的にここにつながってくるのですよ。費用負担を請求しても、払えるだけの能力というか力のある人はほとんど私はゼロに近いと思うのですよ。札苅でもいま六軒町の出ましたけれども、私もこの人はいま東京に住んでいます。何回か電話で話をしました。そうしたら一銭も払えないと。むしろ、町から少しでもお金を欲しいと、年金生活です。そういうことも言われて、全然埒があかないような状況の中で、こういう立派なフローを作っていただくのはいいのだけれども、実際やってみたら、なかなか請求書をあげても、もう所有者がいなくてどこがいっぱいいるのですよ。もう死んでいないですとかあるいは兄弟がいるけれども、「私は関係ないです」と。お金が入るほうは、みんなそれぞれ兄弟でも何でも入るとすると手を上げるのだけれども、こういうお金のかかることについては手を上げる人はいないのですよ。そういう状況のなかでは、なかなか本人に請求をしたりあるいは応急処置をしたりしたものを、請求書を出しても払える人はほとんどいないとみなしたほうがいいですよ。だからやっぱり方法論としては、函館市もやっていると思うのだけれども、この建物を壊したあとに、「町なり何なりにその土地を提供してもらえませんか」と。そしてこっちにほごすのを出すとか、そういうこともしていかなければこれは進みませんよ。実際に行って、なかなかあたってみたら。中身にまで入っていくとすると。そういうことも往々にして、いままでもネックになって全然進まないわけですから。これからもあり得るということを想定しながら、違う方法もやっぱり模索をしていかなければ、なかなかこのままでは進んでいかないと私は思っているのですけれども、その辺はどういう考えを持っているのですか。

竹田委員長 大瀬課長。

大瀬町民税務課長 確かにいまご指摘のとおり、いまの老朽危険家屋については、そのように建物を処理するようなかた、要するに経済的な力を持っているかたは少ないと思えます。先ほどのリストもそうなのですが、これは、木古内消防署のほうで認めている危険家屋というものも全部中に入っているのですが、ここに載っているもの自体がほとんどが抵当権を設定されているもの。または、それだけの経済力がないかたが主で、この表の中に

必ず記載されてくる部分が、抵当権を設定されていて手が付けられないような状態というのがかなり多いというふうに考えております。岩館委員さんに言われたように、条件付きで例えば取り壊しをする部分については、土地を提供するなり何をするなりという形のものでなければだめだろうと。確かにそのとおりだというふうに考えてございます。

行政の代執行については、著しく公益に反すると認められた場合について、代執行ができるというふうな形なので、その部分というのは、先ほど副町長のほうにもありましたけれども、我々の連絡会議の中で進めて、その条例に基づいて、議会のほうにお諮りをして、「こういう理由なので代執行したい」というふうなことでなければ、事務レベルでは代執行できないというふうに考えてございます。

その辺については、関係機関等、消防と先ほど申しあげましたように、そういうような形の中で議会にお諮りをするような形なので、できれば土地の寄付を前提として代執行をするですとかそのような形で、おそらく大義名分を守って行ったらとすれば、例えば議会のほうからも議決をいただいてやったとしても、経済力のないかたの部分にいくら請求書を送ったとしてもこれは無理な話だと思いますので、それはなかなか難しいでしょうと。その辺の状況を加味しながら、進めていかなければならないのではないかとというふうには私どもも考えてございます。

竹田委員長 副町長。

大野副町長 ただいま岩館委員さんからありましたように、地域といいますか木古内あるいはほかの市町村に住んでいて、親が残っていて子ども達は都会に出て行ってということで、所有者といいますか相続人が広域になっています。そういう中で、国のほうでは、いま自民党の中で空き家対策委員会等が開かれていまして、壊したあとの固定資産増額になる部分の6分の1が、6分の1ではなくなって、1分の1、100%になりますから、そういうものの免除はできないのだろうかとかこういうような検討がされているのは事実です。

それに加えて、全国町村会ではもっと厳しい状況なのだと。田舎のほうは、木古内のように壊したくても町の税金でやるしかないのだと。こうした場合に何とか国の手当てができないのかということで、補助金の要望をしています。ただ、この補助金も、全て空き家、老朽廃屋対策ということで進めると、今度際限がなくなってしまう。どこも所有者がいても、自分は解体することができないので、国にやっってくださいという話になってくると、制度そのものがなかなか作られないということで、かなり難しい作りになるのだろうなというふうに思っています。

ただ、実際に木古内もそうですけれども、何とか国の補助金をいただきながら、都会に行くことなく地域で頑張ってきた親世代の方々が残した遺産ですから、こういったものを整理することについて、国も支援をしてもらおうということをお願いしているというのも事実です。これは、何とか補助金制度ということで進んでいくというふうに思っていますので、それを合わせた老朽家屋の解体対策ということになっていくというふうには思っております。早く進むといいのですが、これはなかなか、国のほうでもやっと本腰を入れたのが去年からですから。地方からはずっと前から声は上げているのです。それでもなかなか進んでいなかったというのが事実ですので、これは何とか法律化してもらいたいと思っていますし、相続人のかたが資力があるかないかというのは、税務調査ですとかをまたしなくてはならないのですよね。課税か非課税かを調べて課税者であればやっぱり負担をして

くださいという話になってきますから。なかなか、「年金暮らしで払えないよ」と言われたとしても、課税者であれば負担をしていただくというこういう制度がこれまでもずっと続いてきていますから。老朽空き家だけではなくて、住民の負担を求める場合の制度としてそういうのがありますので、そういうところもこれから検討をされるところなのだというふうには思っております。

竹田委員長 又地委員。

又地委員 今すぐにできる、できないはわからないのだけれども、例えば所有者ありの部分で、例えば交渉をして解体・改善依頼だと。「あとは壊してください」などという話になっても、岩館委員が言ったようにお金がなければ壊せない。町で何とかというふうにならざるを得ないだろうと。私はこれいっぱい出てくると思うのですよ、そういう人が。だから、そのためにも、危険家屋が建っている地価の土地の値段等々をやっぱり調べておく必要がありますね。そうすると、ある意味では解決の糸口になるかもしれないです。

例えば、仮に解体費が 50 万円かかると。地価が例えば 80 万、90 万円だとします。そうすると、解決の方法が生まれる可能性がある。という部分では、危険家屋が建っている部分の、土地の値段をやっぱり調べておく必要があるのではないかと思うのだけれども。それはいますぐ、例えば所有者ありで、「わかりました」と壊してくれるかたもいるかもしれないので、その辺はお願い事のようなけれども、土地の値段を調べておくというのが必要かと思えます。

竹田委員長 新井田副委員長。

新井田副委員長 もう一つ聞きたいのですけれども、先ほど、岩館委員さんのほうから、支払いがもうどうにもならないといういわゆる空き家の相続のかたが多いというのは事実だと思えます。それで私は先ほど、そういうようなことも踏まえて、町に土地なり寄付したいというようなところがないのかという部分で、同じようなちょっと聞き方が違ったのですけれども。いずれにしても、条例がご提案のとおり 6 月の定例会で上程になると。ということになると、それ以降は、この条例にしたがった形で施行させるわけですよ。そうすると、当然、いわゆる優先順位があると思うのですよね。いまリストアップした家屋が、どこが 1 番危険なのか。そういう部分はやはりきちんとした見定めをして、全部をやるとしたらこれは当然無理な話ですから、やれるところからやると。そういう方向で動かないと、これもまた足踏みだけで終わってしまうような、当然そういう流れで進んで行くのだろうけれども、やはり、例えば 1 日でも早く対応する箇所はどれなのかという部分も踏まえながら、やっぱり今後きちんとした対応をしてもらいたいという思いです。

その辺はどうですか。

竹田委員長 副町長。

大野副町長 まず、町へ土地を寄付していただくあるいは建物等を寄付していただくということなのですが、事業を進める中で、この場所が必要だというようなあるいは長期の計画の中でそういった予定がある土地についてはいただくことにしておりますが、土地利用計画上、町がその土地を必要としない場合については、寄付の申し込みがあってもそこは現場と。というのは、現在地との状況等を考えながら、判断をさせていただいている。全て、無条件でいただいているという条件にないことは、理解をしていただければというふうに思います。

それと、危険家屋、きょう写真もお示しをしてお知らせした、これは早期に取り組むべきところというふうな認識は持っております。しかし、では行政代執行をして建物を全て取り払うかという、これは条件がそれぞれありますので。条件というのは、所有者がいる相続人がいる、金融機関等の抵当権が入っているそういうことを一つひとつクリアしていくということですので、時間のほうはそれができ次第ということで、どの番号からやっけていけるかというふうなところまでは、いまお答えできる状況にはないということを理解いただければと思います。

竹田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

竹田委員長 この部分は6月の条例化に向けて、まだまだ対策会議も含めていろいろ検討をして進めていただきたいということを申し添えて、危険家屋の現状課題については終わりたいと思います。どうもご苦労様でした。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時55分

(2)まちづくり新幹線課

・観光交流センター(仮)について(継続)

竹田委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

まちづくり新幹線課の皆さん、どうもご苦労様です。

それでは、観光交流センターについて、継続の審議でありますけれども、資料が出されておりますので説明を求めます。

中尾室長。

中尾新幹線振興室長 観光交流センターにつきましては、12月に開催されました本委員会で説明をいたしました、「建設・運営実施方針」に基づきまして、現在、設計作業を進めているところでございます。いまのところ大きな変更はなく、細部の細かな詰めを行っているという状況でございます。

また、センターの運営主体でございますけれども、現在、木古内商工会さんが指定管理の受け皿となります、一般社団法人を設立する方向で検討を行われており、近日、臨時総会を開催し、正式に機関決定がなされるものということで承知をしております。

センターの指定管理自体は、いまのところ公募ということにしておる予定でございますけれども、木古内商工会さんが核となりました、オール木古内での運営体制ができつつあるということは、役場にとっても大変喜ばしいことというふうに考えてございまして、今後、商工会さんと連携を密にして、受け皿づくりを進めてまいりたいというふうに思っております。

一方、センターの飲食部門でございますけれども、現在、町外におけます複数の事業者が、町のお示した事業スキーム。具体的には山形県のシェフの協力を受けましたレストランの運営といったものに関心を示しておられるところでございます。今後とも精力的に交渉を進め、できるだけ早期に運営主体を決定してまいりたいと思っております。

最後に、センターの愛称についてでございますが、先の広報 1 月号で役場が選定をしました五つの案をお示しし、町民の皆様のご意見を伺ったところでございます。

お手元の資料にございますけれども、応募対象数が全世帯数の 2,389、そのうちの 1 割強にあたります 284 の応募がございました。応募結果は、下に示したとおりでございます。

五つの案のうち、第 2 案「みそぎの郷 きこない」が全体の 6 割、168 票ということでございました。

非常に多くの方々が、「みそぎの郷 きこない」ということで投票していただいたということもございますので、町としてはセンターの愛称を、「みそぎの郷 きこない」とすることとし、3 月号の広報で公表を行ってまいるという考え方でございます。

以上でございます。

竹田委員長 ただいま、資料を含めて説明をいただきました。これより質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶ声あり)

竹田委員長 室長、前段、口頭で説明されました運営主体。指定管理を受けるべく木古内商工会が主体となって法人の設立というか、起ち上げについて進めているというのですねけれども、いつまでという確認はまだ取れていないのですか。

中尾室長。

中尾新幹線振興室長 先ほど商工会さんに確認をいたしましたところ、昨日、2 月 17 日に商工会の理事会が開催されまして、正式に方針が決まったと。

それから、まだ会員の方々にご案内をしていないようでございますが、3 月 5 日に臨時総会を開き、組織設立に向けた正式な機関決定がされるというふうに伺っているところでございます。

竹田委員長 飲食の部分も聞き逃した部分もあったのですが、町内の飲食業者で興味を示しているというふうに言ったのだろうか。決まったということではなかったような気がするのですねけれども。これについてのその辺の動き、いつ頃までというリミットもやっぱり運営主体と並行していかなければ厳しいのかなという感じがするものですから。その辺の動きをもう少し、わかる範囲内で説明してください。

中尾室長。

中尾新幹線振興室長 重ねてのご説明になりますが、センターの飲食部門でございます。

山形県鶴岡市のシェフのかたが、このレストランの運営にご協力をいただけるということでございます。しかしながら、当該、シェフはご自身でこの店を運営されるということではなく、地元これは木古内の周辺で、この店を運営したいという方々に対して、お手伝いをしていただけるという形で進んでおりました。

では、肝心の飲食店の運営主体となるかたはいらっしゃるのかということを決めていかなければということで、昨年来、いくつかの事業者と接触をしまいたったということでございます。様々な動きがあったわけですが、現時点におきましては、町の外、町外でございます。町外の複数の事業者と協議を進めているという段階でございます。まだ正式にやると決まったわけではございませんが、いまはこの事業者と何とかこの木古内でレストランを開いていただけないかということの条件整理、あるいは交渉といったものを進めている状況ということでございます。

竹田委員長 時期的なものはまだ。

中尾室長。

中尾新幹線振興室長 失礼いたしました。時期につきましては、もちろんなるべく早くといえますか、可及的速やかにやらなければいけないと思うのですが、遅くともセンターの建設が本格化しますことしの夏までには、決めたいというふうに考えてございます。

竹田委員長 ほかに。

又地委員。

又地委員 飲食店関係なのだけれども、町外の複数の業者ということが出ましたけれども、本来は町内の地元の飲食店会の方々とできれば一番いいのだよね。ということは、町外の方々が来て、現在ある飲食店に影響が出てくると、これはマイナス要素になるのだよね。現存する飲食店の人が参加しないで町外の業者が来てやるということになると。もし、町外の業者が店を開いているいろいろ飲食を提供する。そのことによって、現存する飲食店会の方々の足引っ張りになるようなことがあると、ある意味ではマイナス要素になると。私はそう思っているものですから、極力、地元のここにも飲食店組合があるので、その方々との話し合いももう少しするべきではないのかなと、そんなふうにも思っているのですけれども。ただ、力関係だから。力があるなしの部分で、できないということになると、これもまた致し方ないのかなと、そんなふうにも思っております。

ただ、いろいろ木古内にどのくらいのお客さんが降りてくれるかわからないのだけれども、もう一つ足りないのは宿泊施設だと思うのですよね。その辺が全くいままで、何も話が出てこないのですよね。その辺は、どうかなと思っているのだけれども。現存する、例えば宿泊施設。のとやさんと石川屋さんです。吉澤さんはいまはやっていない。という中で、はたして例えば、宿泊施設がなければもうみんな素通りですよ。いかにここに木古内に降りてもらおうと。たくさん降りてもらってといっても、宿泊施設がなければ素通りで、たいして町の繁栄にはつながらないのではないのかなと、そんなふうにも思っているのだけれども。宿泊施設に関しては、どのように捉えているのですか。ちょっと聞いておきたいです。

竹田委員長 中尾室長。

中尾新幹線振興室長 まず、飲食部門の経営主体についてでございます。私も又地委員ご指摘のとおり、本来であれば町内の事業者が、ぜひともやる気のあるかたに出てきていただいて、この店を頑張ってみるといったような形になるのが望ましいというふうには考えてございます。しかしながら、一方で、非常に大きな初期資本がかかること。それから、こういった基本的人口の少ない地域で、新たな飲食店をやっていくということにつきましては、相当な影響力あるいは資本力といったようなものが必要になってくると思いますので、そこが町内の事業者で本当にクリアができるのかと。もちろん、やりたいという意欲のある事業者が出てくれば、そこは当然ご相談に乗らせていただくことはもちろんやぶさかではございませんが、いまのところは町外の事業者と話を進めているというのが状況でございます。

あともう1点が、宿泊施設でございます。これも私も全く重ねて同感でございます。宿泊施設があることが、木古内の観光地作りあるいは他で申し上げた観光交流センター、あるいは飲食部門の経営の安定化といったものにつながるものでございます。ぜひともあっていただきたいというふうには思っております。しかしながら、当然ながら、ここも民の

立場からの需要予測といったシビアなところが問われてくるところでございます。現に、いま北斗、新函館の駅前におきましても、あれほど盛んに誘致をしているにも関わらず、まだホテルが決まっていないという状況でございます。宿泊施設の誘致というのは、非常に大変なことなのだろうというふうに認識しているところでございます。これは、むしろ、観光その他の部分で木古内がさらに取り組みを進めていって、多くの観光客に降りていただけなのだろうなど、ホテル事業者の方々にも認識していただけるような取り組みを進めていくこと。これが、将来的な宿泊施設誘致につながるのではないかというふうに、私は現時点では思っているところでございます。

竹田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

竹田委員長 ないようですので、愛称「みそぎの郷 きこない」については、3月の広報で公表されるということです。

ただ、やっぱり一番、運営主体の部分それと飲食の部分は、議会としてもいろんなそういう要望といいますか声がありますので、それらを踏まえて十分慎重に。

(「1点確認」と呼ぶ声あり)

又地委員。

又地委員 運営主体なのですが、商工会で検討をしているということなのだけれども。これは、商工会員の中で、何人かでやるという方向なのか。それとも、木古内商工会としてやるということなのか。その辺はどうなのですか。

竹田委員長 中尾室長。

中尾新幹線振興室長 私どもが承知しているところによりますと、木古内商工会が主たる財産を出捐^{しゅつえん}をいたしまして、新たな組織を作っていくと。ただ、そこは、商工会に加えまして、町内のしかるべき有志の方々からの出資、資本参画というのも拒むものではないというところまで伺っているところでございます。すなわち、木古内商工会の基本的な大部分の資産に基づきまして運営はするのですけれども、それ以外にも若干の方々加わってくる可能性があるということのようでございます。

竹田委員長 商工会が母体になって、出資者を募るというか。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

竹田委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午前 11 時 10 分

再開 午前 11 時 13 分

竹田委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

竹田委員長 なければ、以上でまちづくり新幹線課を終えたいと思います。

どうもお疲れ様でした。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午前 11 時 14 分

再開 午前 11 時 18 分

(3) 産業経済課

・はこだて和牛ブランド化推進事業について（継続）

竹田委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

産業経済課の皆さん、どうもご苦労様です。

それでは、継続の事務調査が 3 項目でありますけれども、資料が出ておりますので、資料の説明を求めます。

木村課長。

木村産業経済課長 皆さん、おはようございます。

きょうは、産業経済課の事務調査ということで、3 事業説明させていただきます。前回は 12 月 5 日の第 9 回委員会において報告いたしましたので、およそ 2 か月半にかかる事業執行及び動向について、前回、提出を求められた関係資料を含め、詳細を担当のほうから説明いたしますのでよろしくお願いします。

竹田委員長 藤谷主幹。

藤谷主幹 おはようございます。藤谷です、よろしくお願いします。

資料の 1 ページ目をお開き願います。はこだて和牛のブランド化推進事業です。

これは、前回、第 9 回の常任委員会以降の状況について、説明をさせていただきます。

1 番目は、25 年の事業内容です。これについては、補助対象者それと補助率の内容を記載しております。

2 番目、事業の進捗状況です。前回から、第 4 回目の搬入がありまして、この時点で累計で 2.0 頭となります。これが、11 月 12 日、179.3 k g が入りまして、整形後 138.9 k g となっております。1 月までの計では、搬入量が 763 k g の搬入に対しまして、整形後は 576.2 k g となっております。

(2) 番、販売状況です。販売状況につきましては、576.2 k g に対しまして、550.9 k g。残数量は 25.3 k g となっております。販売率については、95.6 %。

次に飛ばしまして、(6) 番目の歩留まりです。歩留まりは、割り返しますと、前回 12 月の時点では 74.9 % でしたが、計 4 回まで合わせますと 75.5 % となっております。

ここで、部位ごとの割合といいますか、それを順番に報告します。この全体の 15.9 % にあたります部分が、モモの部分です。キロ数で言うと、91.3 k g。次が、バラです。バラの部分ですが、これがだいたい 15 %、86 k g です。次が、ウデの部分。これが約 10 %、59 k g。サーロインの部分ですが、全体の 7.9 %、45 k g とそのような部位の割合となっております。

次に (8) 番目、補助金の状況です。対象事業費が、168 万 6,000 円。補助金が、84 万 3,000 円です。

次に、これが今回説明する新しい部分ですが、(9) 番目、増頭の対応です。取扱事業者のほうから、本年 26 年 3 月までに、飲食店からの需要対応をするために、搬入頭数の変更承認願いがありました。当初、2.5 頭に対しましての変更承認という扱いでありまして、

町の予算の範囲内で補助をするということとなっております。当初、2 頭から 2.5 頭までの変更と、それを承認しております。

3 番目、事業展開を踏まえての課題。

4 番目の今後の展開。

5 番目、フォローアップについては、前回の説明のとおり、事業展開を実施していきます。以上です。

竹田委員長 ただいま、はこだて和牛のブランド化推進事業についての説明をいただきました。皆さんより、質疑を受けます。

又地委員。

又地委員 販売価格のところで、例えばこの販売価格というのは、久上さんで売っている値段ですか。なるほど。そうしたら市場と。例えば、よそで売られているはこだて和牛の値段と、久上さんで出している値段とどの程度違うのかということ。例えば、事業費が 168 万円、これは補助金が半分ですね。例えば、モモ、スネが 100 g、200 円、ヒレが 100 g、600 円。いま藤谷主幹のほうから、例えばモモが 15.9 %ですとか、バラが 15 %、ウデ 10 %、サーロインが 79 %これを足していくらになるのですか。48.8 %ですよ。このパーセントに、例えば整形後のキロ数 576 を掛けるのですよね。掛けて、そうして、この単価ですね。100 g、200 円のもありますし、100 g、600 円のもあるのですよね。そうすると、全体的にいくらになるのですか。全体的に 168 万 6,000 円ですか。久上さんであれしようにしているのは。その辺の金額がさっぱり見えないですね。そうすると、例えば 2 頭売っても久上さんではご飯を食べていけないと。だから、0.5 頭を増やしてもう少し売りたいのだと。あるいは、残る物もありますよね、残数量。これは俗に言う、読んでいくと、あまり良い肉ではないと。悪い肉なものだから、なかなか売れないのだということになると思うのですよ。だから、2 頭から 0.5 頭を増やして、2.5 頭にしたいという部分の基礎的なものが何も見えてこないのですよね、これでしたら。この 168 万 6,000 円というのは、どうやって計算して 168 万 6,000 円なのか。その辺、何かないのですか。あるなら出してください。

竹田委員長 藤谷主幹。

藤谷主幹 説明だけ先にさせてください。搬入量については、整形する前の購入価格この部分を搬入価格の 168 万円です。整形する前の形のその部分の値段です。いま私が説明しましたのは、部位ごと。主立った 1 位から第 4 位、5 位までの部分を説明をさせていただきました。ちょっと時間をいただければ、うちのほうで、いままで 4 回の分までの搬入量の全体数量、それから整形後の数量。それと、いま又地委員がおっしゃいましたような小売り価格。小売り価格というのは、ホクレンの価格です。それを販売価格、久上さんが売っている価格、それを一覽で全部出ていますので、その資料を申し訳ないですけれども、お配りさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

竹田委員長 それでは、和牛関係でほかにございませんか。

平野委員。

平野委員 再度、確認をさせていただきたいのですけれども。卸売り業者さんに補助をして、大金をかけてやっているこの事業。目的をちょっと確認させてください。何点でもいいです、ありましたら。

竹田委員長 藤谷主幹。

藤谷主幹 この予算を当初から実施したのは、当町の中で、和牛という部分の飲食店業者さんが、買うシステムが非常にないということで、まず、町内で料理として出してもらうために、町外で購入する仕組みができるという部分からはじまりました。JAの農協さんのマーケットがなくなった時点で、飲食店さんのほうについては、知内のほうから購入をしていると。それが、料理として非常に即使う部分ではなかなか搬入ができないという部分から、町のほうとしては、これを何とか観光につなげるために木古内町のはこだて和牛を飲食店が使いやすい仕組みを作りたいということから、この事業の提案をして事業として実施しているところです。

竹田委員長 平野委員。

平野委員 飲食店が買いやすいためのこれは事業ですか。本来は違うと思うのです。飲食店が買うことによって、この和牛を広めるために、観光客はもちろんですけれども、町民がまず食せるようなシステムを作るとというのが、一番のはずです。同様の調査事項を数回こなしてしまして、当初から申し上げている部分なのですけれども、いわゆる今後の展開あるいはフォローアップについて、はたしてこの事業で町民がこの補助金を使ったことによってどれだけの人が食べたのか。「これをきちんと調査してください」あるいは飲食店でも、「この事業を使って普段は1,000円なのだけれども、900円でこの料理を提供しますよ」という張り紙もしてください。「とにかく宣伝をして、1人でも多くのかたに食べらせてください」ということをずっと言っていました。私が感じるところでは、一切ないなと思っております。それはあくまで、私個人の見解ですので、「そんなことはないですよ」と言うのであれば、その状況、何に取り組んでいるのか、どういう声が聞こえてきているのかということがあれば、お聞かせ願います。それがなければ、あとどうしようと思っているのか。来年度も同じパターンでやるのか。ここまで町民が知らない事業で、2年もやったわけですから、これで浸透がなくて「来年も同じことをやります」と言ってもとてもとても「良いですよ」と言える状況ではないと思います、私個人的には。ですので、現状のはたして町民にどこまで食せていただけたのか、あるいは皆さん方もこれを利用して飲食店に行って食べたことありますか。宴会以外ですよ。宴会では行政さんの頼む宴会ですから、1人5,000円の中に「はこだて和牛を入れてください」ですとかやると思うのですけれども、一般の人はなかなか宴会をする機会もありませんし、食堂に行った時に、普通にメニューの中から選んで食事をするわけですよ。私も何度かそういう機会といたしますか、普段から食しに行った際に、いまだにこのはこだて和牛がこういう補助の中でやれたという宣伝も感じませんし、食べれたことも一度もありません。その状況について、把握している部分と成果がある部分があればお聞かせください。

（「関連」の声あり）

竹田委員長 東出委員。

東出委員 平野委員が聞いていることと、それから、又地委員も聞いていることは、総論して話すと事業評価なのですよ、決裁ではないのだけれども。100万円投入して、2年間いままでこういうふうやってきた。結果はどうだったのだろうという部分が見えてないのですよ。見えてこないのですよ。あなた達はやったことによって、「久上さんでもこれだけ売れているのだな、よかったな」という部分で、止まっているのではないのかなとい

う気がするのです。やっぱり 100 万円のお金を動かすといったら、町民の血税をそこへつぎ込むということになれば、私は多額な金額だと思います。だから、あなた達の口から出てほしいのは、このことをやったことによって、「こうです、ああです」という事業評価の部分が見えてこないのですよ。先ほど平野委員が言うような、町民にどれだけ知れ渡ったのと。どれだけ町民の口に入ったのという問われ方をするのですよ。そこをきちんと言ってもらわないと。それと、168 万なにがしの金額も、先ほど聞かれて資料要求もされたのだけれども。半額補助というのは我々もわかっています。ただ、168 万なにがしの積み上げたものに対しての「こうなのです」というのも大事なことなので、その辺を含めて、いま、委員長のほうでは諮らいを後ろのほうに回して、先に進もうとしているので、その辺もうちょっとあなた達のほうで、本当にここは良い答えを「なるほどな」という答えを返していただきたいのを申し添えて関連質問させていただきます。

竹田委員長 木村課長。

木村産業経済課長 平野委員及び東出委員の意見・質問について、お答えさせていただきます。先ほど、事業趣旨について、うちの藤谷のほうからかみ砕いて説明いたしましたけれども、当初予算でも説明しているとおおり、まず、北海道新幹線の開通を見据えて、町外からの観光客が来るということを前提として、木古内町内ではこだて和牛を食する仕組みを作るということでございます。その仕組みとして、町内の卸売り事業者から飲食事業者へ肉を供給するシステムを作って、流通経路を作ってそこで提供をしていくということでございます。それによって、北海道新幹線を主に利用していただける町外観光客が木古内に来ていただける。そして、はこだて和牛というブランド名を周知していくという合わせでの波及効果も狙っているということでございます。

ただ、そのためには、先ほど来、指摘ありましたように、町民のかたにきちんと食していただければなりません。行政が観光客のみをターゲットと言っても、町民がわからないということにはならないので、町民のかたにもきちんと食していただかなければならないというふうにも考えております。ですので、多くの飲食店で提供していただくように、この間、お願いしているところです。

食したことがないということではございましたが、私は何店か食べさせていただきました。常時、提供しているお店もありますので、そのようなところに行って食べさせていただいております。

提供コストと販売価格の関係について、意見交換をしたりですとかもしております。やはり、はこだて和牛自体が高めというか、他の肉腫に比較して高めということもございませぬので、なかなか安いというような価格で提供できないということはお聞きしておりますが、その中でも、町のお金を投入して幾分でも下げていただくようにということで対応しております。私の記憶では、後ほど正確な資料を提出いたしますが、25 %から 30 %くらい飲食店への提供販売価格というのが低廉化されているというふうに思っております。

飲食店への提供と合わせて、イベントでの提供もしております。先日の寒中みそぎフェスティバルにおきましても、はこだて和牛魅了フェアということで、焼き肉とサイコロステーキを 350 食提供しております。こうこう汁についても、400 から 500 食提供しております。町外からの観光客というのは、寒中みそぎフェスティバルでは、2 割程度かなというふうに思っておりますので、8 割くらいの町民のかたが来場した中で、それらについては、早

い時間に完売するというような状況であります。そのようなことを含めて、自分の認識では、当初、はこだて和牛とはどういうものだろうということで、なかなか理解度もなかった中で、この2年間、ほぼ2年間事業展開をしてきた経緯の中では、町民のかたにかなりはこだて和牛というものが浸透してきたのではないかなというふうに認識しております。

また、この間、生産者も流通形態としてはホクレンへ一括出荷ということで、あまり町内への関わりというのを認識していなかったのですが、様々な意見交換の中で、町民へもいろいろな形で還元したいという声の中で、少しずつではありますけれども、取り組んでいるということでございます。

先般の委員会の中でも、JAとしてどのような働きかけがあるのかということで意見がありましたので。例えば、その際もお答えいたしました、はこだて和牛のポスターなどについてです。ポスター含めたPR手法について、今後も協議していきたいというふうに思っております。以上です。

竹田委員長 東出委員。

東出委員 ですから、最終的にはこの事業をこういうふうにしてやってきたのだけれども、いま、課長が説明したとおり、新幹線開業に向けて、そして町外からの人に食してもらうのだとそういうこともわかります。それから、町民にも食してもらおうと。その中には、飲食関係をとおした中で、はこだて和牛を食べていただきたいのだと。しかし、その中には、いろんなイベント等の数等も言っていましたけれども、やっぱり最終的には、もっともっと広めていこうという意欲はわかるのですよ。ただやっぱり、我々もこういういろいろと考えてみると、これは進めていかなければならないのだけれども、でははたして一家5人なら5人、4人なら4人で飲食店に行くとしたら、これは高価なものなのです。そうすると、本当に年に1回か2回なのです。だから、できれば、私の思いとすれば、一般家庭でもちょっとした時に、お盆でも正月でもいいので、焼き肉をやる時にはこだて和牛も食べられるくらいまでになっていただければなという思いはあるのです。わかるのですよ。ただ、だから、この件については、我々も何も、はこだて和牛は積極的にPRをするのも大事なことのだけれども、そうすることで、ただ財政的助成をしているのだけれども、そろそろ例えば、業者さんが営利を目的としてやっているわけですから、やっぱり行政としてもどこまで、ある意味では業者さんが体力がついたのだと。もう手放しても大丈夫なのだというふうな方向にいかないと私はだめだと思うのですよ。いろいろと課長は説明してくれたのだけれども、これは間違っていないですし、良いことなのだけれども、やっぱりどこかの時点で今月2月、来月になると、新年度予算の予算審査が入るのだけれども、来年はどうなっているのかはわかりませんよ。わからないけれども、このまま2年間やってくるということは、肉のPRも大事でしたけれども、業者さんにも体力をつけてもらって、そろそろもう「久上さん、大丈夫でしょう」と、「独り立ちできますか」というところまでの話は私達も知りたいわけです。だから、評価の仕方というのはいろいろとあると思うけれども、私の評価の仕方はどうなのだろうなという部分がまだ見えてないのですよ。はこだて和牛を進めるのはわかりました。だけれども、いま助成してやっている相手方がどうなっているのかなというのが一番知りたいところなのです。その辺はどうなのですか。

竹田委員長 木村課長。

木村産業経済課長 卸売業者に対する補助というのは、この卸売り価格を低減するためにやっているものです。したがって、その事業者が熟練したからといって、その価格が安定するものではないというふうに思っております。以前の委員会でも私は答弁しましたが、いずれかは収斂^{しゆううれん}していかなければなりません、新幹線の開通前後を通じては、町として補助金などをサポートしていかなければならないというふうに考えております。

今年度については、北海道の地域づくり総合交付金事業の地域再生交付金で、ほぼ 100%助成になっております。次年度以降の展開も引き続いて考えておりますが、次年度については、特定財源がありません。その中で、詳細は予算委員会の中で説明となりますが、継続してやるために一般財源を含めてもやっていかなければならないと、担当課のほうでは考えております。補助金を縮小するあるいは廃止するという事になれば、当然、卸売り価格、飲食店への提供価格に影響して、それが高くなっていきます。それを踏まえた中で、飲食店でどのように対応していくかということで、いま現在、飲食店のほうでも全てがこの事業を利用した肉でないところについては、一定程度の価格というのを考慮して、一気になかなか下げることができないということも話されています。したがって、補助金を長く続けていただきたいという要望もあるのですが、その低減あるいは廃止になったあとのことも事業者は考えていて、その辺の消費者の受け止める価格と提供する価格との折り合いというふうになってくると思います。以上です。

竹田委員長 東出委員。

東出委員 いまの説明からいくと、私とかけ離れた部分があるのです。やっぱり補助金をやってあげたことによって、ある程度低価格で皆さんに食してもらえるとこの部分は、これはわかるという気がします。ただやっぱり、最終的にはこれだけのことをやることによって、私は販路拡大という部分が出てこないのが私はちょっとどうなのかなという気がするのです。それ以上の深追いは、きょうはここでやめます。場合によっては、次年度もということで、次年度も予算つけているようなので。一気にきょうは入ろうとする気はないので、新年度予算の中でもし出てきているのであれば、再度議論しますので。ただ、残念だと思うのは、これをするによって、良い面はお客さんが買い安い価格に低廉化されているというのはこれはわかるのだけれども。じゃあ、販路もやっぱり、もうちょっとどうなったのかなという部分は、今後の予算委員会で議論をさせていただきます。きょうはこれでやめます。

竹田委員長 又地委員。

又地委員 4回に分けて 763 kg 買って、歩留まりが 75.5%で 576.2 kg です。これは、何の等級の牛を入れているのですか。例えば 5、4、3、2、1 とあるでしょう、等級。牛肉というのは、等級によって値段も変わりますよね。みんな同じではないです。例えば、2等級と 3等級と値段が同じというわけではないです。何等級の牛を入れているのですか。ちょっと聞いておきます。

竹田委員長 いまちょっと答弁いただきますけど、先ほどの資料等を含めて、一括あれしたほうがちょっと関連する部分もあるのかなと思いますけれども。まずは、いまの等級の関係をわかる部分で説明。

藤谷主幹。

藤谷主幹 ホクレンさんとの購入の決めごとで、A3 というふうに聞いております。

竹田委員長 又地委員。

又地委員 Aの3で763kg買って168万6,000円。キロ200円くらいかな。そうすると、歩留まりが75%で576.2kgです。販売価格がモモ、スネで100g、200円。仕入れ価格で売っているのですね、A3クラスを。そういう計算になりますよね。もうちょっと250円になるのかな。そうすると、例えばヒレが100g、600円。そうしたら、この差引勘定をしたらかなり利益があります、ここの店屋さんは。且つ、今度、部位によって残数量が多くなるとあるけれども、例えば等級が3、4、5と上がっていくと、廃れる部位の量が減るのですね。例えば、はこだて和牛を専門にやっているのはホクレンショップとつしまさんです。つしまさんに行って勉強してきてください。私はだめだとは言っていないのです。はこだて和牛ブランド化推進事業がだめだとは言っていないのです。だけれども、一店舗のためにやっているような感じを受けます。仮に100万円出すとします。去年は2頭ですから、1頭380kgですよ。例えば、町民にはこだて和牛を食べてもらおうというような、先に町民だと思うのであれば、例えば100万円の補助金プラス会費を取ってあるいはみそぎの舞とあれするですとか、あるいは乙部のワインですとか奥尻のワインですとかを協賛する中で、1頭丸焼きにとかをやったほうがずっと町民は喜ぶますよ。だから、例えば3級をあれしていると言って計算をしていくと、例えば75.5%のあれで576kgです。事業費が168万6,000円だとします。200円から600円の一番安く仕入れ値で売っているのですから。それで先ほど言った、「例えば15.9%がモモです。15%がバラです。10%がウデです。7.9%がサーロインです。」というこのパーセントをかけると、この事業というのは本当に一事業者に儲けさせるためにやっているものですよ。且つ、町民はあまり食していない。はこだて和牛というものをどういふものかわからない。それは、サイコロステーキもありますよ。前は産業まつりの時に、焼き鳥のように串焼きなどにして売ってました。だけれども、微々たるものなのですよ。買って食しているひとは。こうこう汁の中には、A3を入れていないですよ。あれはA3級の肉ではないですよ。早い話、不人気の部分でしょう。だから、この部分に関しては、もう少し細かい資料を、まして2.5頭もやりたいと、0.5頭増やしたいのだという部分。例えば、いくらで入れてこのパーセントを藤谷主幹のほうから、モモです、バラです、ウデです、サーロインですというパーセントをかけてみて、そしていくら上がっていると。事業費が168万6,000円なのだけれども。総体的にあれしたら400万円にもなっていると。そんな個店はないですよ。一般の店屋さんで、普通、粗利と言ったら25%ですよ、普通。もしこれが、200万円もこの店屋さんで利益があるとしたら、当然この店屋さんのためにやっていると思われるも仕方ないことです。例えば、販路拡大ですとかブランド化云々、それは続けていくかいかないかというのはそれはそれでいいです。だけれども、最大限いま、生産頭数が350頭ですよ。そのことを考えると、もうはこだて和牛ブランド化推進事業の使命は終わったのではないのかと。これが、350頭から400も500もで、だぶついてきたという現状であれば、「よし。もう少ししてこ入れをするか」という議論も成り立つのかもわからないけれども。生産頭数が最大限350頭です。だからといって、はこだて和牛が余っていますか。余っていないのです。そういうことを考えると、この事業の見直しもある意味では必要ではないのかなと気がしないでもありません。ただ、課長が言ったように、地域再生交付金を100%充てていると。町の持ち出しはありませんということをお願いしたいのかもわからないけれ

ども。それはその制度に乗ってやる年はいいです。だけれども、地域再生交付金が入ってこなくなったらどうするのかという部分も、やっぱり考えないとだめではないだろうか。ということで、まず終わります。

竹田委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午前 11 時 55 分

再開 午後 0 時 59 分

竹田委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

午前中にあれしました資料が出たのですけれども、これで皆さんわかりますか。

説明をまず、藤谷主幹。

藤谷主幹 それでは、配付をさせてもらいました資料で、当初、この資料は手持ち資料だったものですから、非常に見づらい部分をご容赦ください。

これは第 1 回から第 4 回までの搬入数量。763 k g の肉を一番上の搬入量、ここの整形後の数量、1 番下 576.2 k g の部分のどういう割合で、部位が整形後、どういう何パーセントの割合なのかという部分を、担当のほうで表にしてみました。この中で、1 番上のまず表の見方なのですけれども、左側は各部位の名称です。ただ、ここの部位の名称も、さらに細かくなっている部分があります。理解のできる範囲内という扱いでまとめさせてもらっています。1 番上の欄ですが、整形後の量それと販売数量、要は右のほうに残数とありますが、1 番下 576.2 k g のうち、いま 25.3 k g が余っていますので、売った数量というふうに数字を見ていただきたいと思います。その場合の 1 番上の割合、パーセンテージこれが 1 番全部の中でモモの部分が、下のほうにありますけれども、これが 1 番目で割合が 15.85 % になります。2 番目がバラの部分です。バラもいろいろありまして、トモバラ、マエバラ等々ありまして、それもまとめさせてもらっています。これが 2 番目の部分で、15.03 %。中程、ウデ。ウデも前のウデといろいろな部位が細かくなっているのですけれども、これが 10.3 % ほどとなっております。トータルをしますと、全部割合で割り返しているものですから、100 % になります。

次に、右側の順位の次、小売価格この部分が、ホクレンショップで定価として売っている価格です。それを前々回の部分で、価格表も議員の皆さんにお示しをしていますけれども、取扱業者さんの販売価格です。カタログであれば小売価格 6,800 円に対して、販売価格は 4,600 円、これはキログラム単価です。この場合に、いま、現況で売上の部分でいきますと、1 番順位的に高いのがカタログが 26 万 2,200 円、2 番目にサーロインの部分。この部分は、全体からすると 7.9 % ほどしかないのですけれども、単価の高い販売価格となっておりますので、24 万 620 円と。次に多いのが、バラの部分です。この部分が下から 3 番目になりますが、この部分が 17 万 3,200 円というふうな部分と、右側のほうに一応販売ランキングと勝手につけさせてもらっているのですけれども、価格帯の多い順番に、1 位、2 位というふうな 5 番目までのランクをつけさせてもらっています。

いま説明した部分で 1 番下、メモ書きにあります。入荷 763 k g に対して、整形後が 576.2 k g で、部位毎がこのようなパーセンテージになっているということです。

竹田委員長 又地委員。

又地委員 そうしたら、入荷が 763 k g を買ったのですね、はじめは。これはいくらで買ったのですか。

竹田委員長 藤谷主幹。

藤谷主幹 それが今回の資料で提供しております (8) 番目、事業費 168 万 6,000 円でございます。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

竹田委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 1 時 06 分

再開 午後 1 時 18 分

竹田委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほかにごいませんか。

この部分については、冒頭、課長の答弁の中でも、新年度云々も何らかの形での予算計上するような話等もありますので、これについては、いままでの議論を含めて、最大限効果のあるような町の財政投入をするような、仕組み作りをいろんな部分の角度から検討されて、それに見合う資料等も策定していただきたいというふうに思います。

ほかに。

(「なし」と呼ぶ声あり)

竹田委員長 ないようですので、次に進みたいと思います。

・観光おみやげ品開発支援事業について (継続)

竹田委員長 観光おみやげ品開発支援事業について、説明を求めます。

堺主査。

堺主査 堺です。よろしく願いいたします。私のほうから、観光おみやげ品開発支援事業の説明をいたします。

まず 1 番、平成 25 年度補助金についてですが、1 事業 30 万円以内で、予算の範囲内で調整しています。事業想定は 3 件となっております。経費については、記載のとおりです。

2 事業の進捗状況ですが、6 月 24 日から 11 月 27 日まで、前回の委員会で報告させていただきました。その中で、9 月 5 日の青森県への先進地視察後、9 月 17 日に開催されました検討会議において、資料提出が求められておりましたので、別紙報告書で説明いたします。

それでは、6 ページをお開きください。この会議は、9 月 17 日に産業会館の第 2 研修室で開催されております。

参加者については、開発事業者 3 名、商工会 2 名、行政 1 名の計 6 名で検討会議を行っております。まず、報告ということで、グループごとに報告をいただいております。

A グループは、商品のデザインに關することということで、特質的事項としては昔からということで、40 年以上前、ある古い商品をデザイン等によりリニューアルしていたということで、こちら皆さんもご存じだと思っておりますが、リンゴに似せた赤い羊糞をご存じだ

と思いますが、以前はそのまま販売していたのですが、現在は同じ赤ということで、金魚に模してリニューアルして、販売しているというようなものがありました。ということでした。

Bグループについては、商品展示の仕方やPR方法ということで、旬味館というところに行ってきたのですが、そこでは、明るいイメージまた暗いイメージと、店が混在しているということで、店ごとに特色を持って経営をしているということが見えるということでした。なお、青森ではりんご、ニンニク、カシスと全国で生産量が1位の特産品がありまして、こちらは多く展示されていたということで、生産量1位という商品について、ポップなりラッピングなりを特徴化して、売っていると言うことが多かったです。

Cグループ、新規性の商品や加工方法なのですけれども、新規性の商品については、各店頭で陳列、またはそれ以外のものについては、ポスターや短冊などを作って、目立つように展示をしていたということです。

加工方法については、アポは取ってはいったものの、当日ちょっと急用が入って来れないというようなところもありまして、加工業者と直接お話を聞くことができなかつたので、結果がちょっと見えてこなかつたです。全体をとおしてということで、青森イコールりんごのように、りんごの関係の商品が多数あったということです。例えば、ケーキ・クッキー何かはりんごというイメージがされますけれども、それ以外にも酢ですとかカレーですとかということで、いろんな種類の商品が販売されておりました。

まとめとしまして、青森県イコールりんごというように考えた時には、木古内町といえどもといった時には、寒中みそぎということで、歴史的にもこれしかないですということで、全会一致しております。

下の2行については、これからのことになってまいります、1月の神事だけではなくて、年間を通してみそぎをまち全体で発信していくべきではないかという意見と、駅前からみそぎ浜までの通りを全体でみそぎを表現できるようにしていったほうがいいのではないかなというようにことでした。みそぎ観光をメインにという発言が多くなされております。

そこで、テーマの決定になりまして、メインテーマにおかれましては、「木古内寒中みそぎ」。サブテーマにおかれましては、「はこだて和牛」ということで、この検討会議において決定しております、その後、検討会議を受けて10月の広報へ掲載しているところです。

3ページにお戻りいただきまして、新たな事業として、今後の話になりますが、2月25日に観光おみやげ品開発支援事業の専門家招聘事業として、「観光交流センターを核とした木古内のものづくりキックオフ講演会」と称しまして、カリスマバイヤーと言われております、株式会社オフィス内田の会長 内田勝規氏の講演会を開催することで決定しております。こちらのほうには、開発事業者を含む30名程度の参加を予定しているところです。

続きまして、4ページをお開きください。3. 今後の展開、4. フォローアップについては、前回説明しているところから変わっておりません。

また、4のフォローアップについて、前回はこちらにイベントの明記をしておりましたが、そちらのほう、こちら資料提出を求められておりましたので、次ページです。

5ページをお開きください。こちらのほうに、イベントにおける観光おみやげ品販売状

況ということで、前回お示しをしましたイベント名についての販売状況を表にまとめております。こちらは、イベント名、開催期間、集客人数、販売商品についてまとめております。なお、表中のハイフンについては、イベントへ出店していない商品となっております。これについては、イベントでの販売スペースや商品の保存方法などで出品できない商品もあったということになります。

また、これらのイベントについては、特産品等の販売や新幹線開業PRをメインに参加しておりまして、観光おみやげ品事業で開発した商品を出品して、PR販売しているということでご理解いただきたいと思っております。以上で説明を終了いたします。

竹田委員長 それでは質疑を受けたいと思っております。

平野委員。

平野委員 前回の調査の時と同様、マックスが3社想定しているところ、1社しか残念ながらきていないということなのですのでけれども。前回の今後の展開の時も同様だったのですけれども、商工会を通じて募集を継続して、せっかく企画した事業ですから、3社で本当はもっと応募がきて、その中から絞った中でより良いかたを採用するという流れがいいのでしょうけれども、せめて1社でも2社でも多くしたいというのが今後の展開だったと思うのですが。前回以降、商工会を通じてどのような動きをとったのか教えてください。

竹田委員長 木村課長。

木村産業経済課長 おみやげ品開発について、商工会事務局のほうと状況について、報告するとともに、各事業者の意欲というかそういうことについての意見交換をしています。

その中では、やはり町として周知したにも関わらず、そういう状況であればなかなか厳しいのではないかとということで、いくつかの情報を得た中で、4ページの3.今後の展開に記載しておりますが、開発を想定している事業者と現在協議を行っている最中です。

以上です。

竹田委員長 そうすると、25年度のおみやげ品開発については、レトルトカレーの1件だけというふうになってしまうのかなと思うのですが。これは、審査委員会でこの部分は決定をしたということですから、30万円の交付をするわけですよね。ただやっぱり、そのものによっては30万円でマックスなのか、もっとやっぱり40万円あったほうがベターな商品開発ができるですとか、その辺のメリハリというのか。例えば、予算の範囲の中で、30万円という限定の中で今回の商品開発をしたという。前段の補助金の部分からすると、そういうことなのだけれども。はたして、それで1件しか応募がなかったのか、23、24年度はいろいろお菓子ですとかいろんなものも出ていたのだけれども、25年については、1件しか応募がなかったという部分はちょっと。金額なのか、業者さんの意欲がないということなのかというのがちょっと見えないのですよね。その辺は、どのような評価をしているのか。これは、一応25年度、単年度事業ですから、26年継続するかどうかというのはまだわかっていない部分なわけですから。その辺も含めて、どういう評価をすればいいのかなというのが、ちょっと見えてこないのですよね。30万円で十分だという評価をしているのかどうかという部分も含めて。

木村課長。

木村産業経済課長 まず、補助上限額の30万円についてですが、いままでの開発事業者

については、30 万円を少し超えた金額の費用のところもありますし、100 万円に近い費用で開発したところもございます。それらについて、この 30 万円を増額していただきたいという声はいただいておりません。したがって、それはやはり、基本的には収益のあるおみやげ品を開発するというのであれば、自社開発が前提だと思います。それをあと押しするための補助事業ですので、担当課としてはこの程度の金額が適切ではないかなというふうに考えます。

それと、先ほど単年度事業とおっしゃいましたが、確かに予算は単年度計上でありすが、これは 23 年度からの継続した事業であります。

また、観光交流センターを開設して、観光交流センターをメインに配置する商品をどのようにするかという想定の中から展開してきた事業でもありますので、次年度以降も継続するというので、この間協議しております。以上です。

竹田委員長 東出委員。

東出委員 23 年からということで、23、24、25、26 年ともう 3 年も 4 年も経過してくるのだけれども、なかなか変わったもの、それからほかの町にないものを開発するというのはこれは相当リスクもありますし、大変なことだと私は思うのですよ。それで、新商品を作るとなると、発想の転換ですとかそういう、ごくみんなが当たり前に考えていること以上のことを考えなければなかなか出てこないですよ。それと、いろんなところでいろんなものが出ているという情報が氾濫しているこういう時代に、どうなのでしょう。例えば、いま木古内にある孝行餅ですとか、前々から売っているものがあるでしょう。それを、包装紙を替えるですとか、孝行餅の形を変えるですとか、いまある既存の商品に、ちょっとイメージを変えたらどうなのかなという発想の転換はしたことはあるのですか。我々が直接、業者に行きって聞くわけにもいかないですし、「どうなの」と問いかねもできないのだけれども。なかなか新しいものに飛びつくのは、それ相当のやっぱりエネルギーも必要だと思うものだから。いま私がふっと思っているのは、以前から思っていたのだけれども、例えば孝行餅一つとっても、包装紙を替えたりそのものの形をちょっと変えたりというそういう既存のものに対する考え方は、行政として「これはもう 1 回してみようか？」と考えてみたりですとか、そういう知恵の提供をしたことはありますか。

(「関連」の声あり)

竹田委員長 新井田副委員長。

新井田副委員長 関連なのですけれども、いま東出委員からそういう話が出ましたけれども、まさに私も同じ考えです。というのは、例えば観光おみやげ品開発に係る検討会議報告書というのが出ていますけれども、これはただどうでしょう。私の個人的な見解でいくと、まとめ何かというのは、ある意味みそぎありきですよ、この木古内は。そういう中で、こういうまとめが出てくるというものも何か迫力がないですし、行った甲斐が何もないのではないかと、そんな気がしないでもないです。ですから、いま言ったように、ここにみそぎだけではなくて、元来あるものをもうちょっと前に押し出す方法。例えば、威臨丸ですとかいろんなものがあります。そういう名称をもっとも前に押し出す方法のほうが、遙かに何か。みそぎはほぼ、最近是全国区になってきたような状況になっている部分もあると思いますし。そういう意味では、これももちろん大事なことですけれども、同時並行でやっぱり別な方法を考えていくというの、やはり開発につながるのかなとそういう

ふうに感じているのですけれども。行政のほうは、「いろいろ見てきたけれども、やっぱりみそぎありきですよ」というようなことなのですから。その辺を東出委員も含めて、もう1回その辺の思いを聞きたいです。

竹田委員長 木村課長。

木村産業経済課長 まず、先ほどの竹田委員長の言葉の中で、「1社のみですね」という言葉があったのですけれども、先ほど、自分が言及したとおり、現在協議をしているところもありますので、成案になる可能性もあるということで、ご了承いただきたいと思います。

それと、東出委員がおっしゃったパッケージなどを含めた既存商品の改良ということで、この間、意見交換の中で、そのような話しも出ております。事業者側の意向として、そのようなことを示されることもありますし、こちら側からの投げかけとして行っている場合もあります。ただ、なかなかその道筋が次のステップへ進んでいかないというような状況もあるのですけれども、今後も事業者と既存商品を含めた意見交換などを行って、そのあたりのニーズなりを汲んで、町としてどのように対応をしていくかというのを考えていきたいというふうに思っております。

それと、新井田副委員長の検討会議の報告書の最終のまとめなのですから、おっしゃるとおり想定されるものだと思いますが、開発事業者を含めて、改めてここをきちんと位置付けるという意味合いもございます。その中で、何のテーマがいいかということで、自由論議をしていただいた中で、改めてきちんとしたテーマが出てきたと。きちんとテーマを位置付けたということでございます。これについては、23年度、24年度事業を展開してきたのですが、統一したテーマ性がない中で、なかにはなかなか売れ筋ではないのかなと思われるような商品開発もありましたので、一つテーマ性を設けた中で、きちんと一つの、例えば棚に並べられるようなものが開発できれば好ましいという庁舎内のコンセンサスの意見の中で、このような対応をしてきました。25年度は、このように展開してきたのですけれども、26年度以降も事業者のニーズとこちらのいわゆる思惑です。きちんとした方針を事業者に理解していただいた中で、展開していきたいというふうに思っております。以上です。

竹田委員長 東出委員。

東出委員 なかなか我々もそうなのだけれども、年を取ってくると頭が固くなってくるのですよ。それと、製造業者もそれをやっていると、なかなかその域から出しきれないでしょう。これは我々人間の常でしょう。それで、開業まであともう時間がないでしょう。ない中でも、これはいま急いでいるわけですよ。何とか木古内の観光おみやげ品ということで、一生懸命になってやっているのだけれども。なかなか先ほど言ったように、我々もなかなか出し切れないのですよ。それで、一つの方法論として私思ったこともあるのだけれども、例えばここで言うと、はこだて未来大学の大学生ですとかそういう若い発想を入れたらどうなのですか。知恵を借りるのですよ。何か知らないけれども、ここに2月の25日に、会長のような人が来て話すけれども、成功例より話さないのですよ。どちらにしても。それよりも、もっと柔軟な発想を持っている若い世代の人にちょっと知恵を拝借するというのも私は一つの手かなと思うけれども。そこまであなた達も思い切れるかな、どうですか。

竹田委員長 今後の取り組みの中では、やっぱりそういう要素も含めて、十分検討をされ

たいというふうに思います。

自分も先ほど、25年度1件というようなことで言ったのだけれども、確かに4ページには、いま開発事業者との協議中だと。この時期で協議中でしたら、今年度のものではないだろうと。そういう可能性があるのだったら、ここに名称は決まっていなくても、2件という報告をすべきだろうという部分。25年1件でしたら、来年例えば、この事業をまた3件分予算計上しても、当てがあるのであれば90万円の予算執行も可能だけれども、可能性がないのであればはたしてこの事業を継続しても。

例えば、5ページの23年、24年におみやげ品を開発したこの事業者が、「いまこういうことを考えています」というようなことで、いま思案中だというものがあるのかもしれないけれども。23年、24年、25年、26年、4年目に向けて、はたしてどうなのだろうというそういう心配があるものですから、言ったのであって。行政側で、委員会の中から出た意見を踏まえて、十分その辺、せつかく予算計上するからには、予算が足りなかったくらいの部分が一番我々の期待するところなのですから。3件計上して、1件しかなかったというそういう寂しい結果ではなく、そういう部分を期待したいなと思います。

ほかにございませんか。

又地委員。

又地委員 5ページのエゾ鹿ジンギスカン工藤商店、トータル56になっているけれども、76ですよ。そして、例えば販売状況とあるけれども、いくらで売っているのですか。例えば、ヤママルさんのひじきの佃煮、エゾ鹿ジンギスカンですとかこういうのは、いくらで売っているのですか。

竹田委員長 藤谷主幹。

藤谷主幹 全部ではないのですけれども、去年も同じような資料提出はさせてもらっているのですけれども。まず、末廣さんのY a ! キーチョコは、小売価格は単品扱いなのですけれども、150円です。秋山さんのキーコベこもちについては、5枚入りで500円。大福については、ラッピングの部分で1個100円です。北じまさんの寒中みそぎサブレ、これが1枚あたりは単価が126円扱いで、4枚入り525円、小箱二つ入りで1,050円。みそぎボーイという部分で630円等となっております。

竹田委員長 藤谷主幹。

藤谷主幹 追加の工藤商店、エゾ鹿ジンギスカン880円です。ヤママルさんのひじきの佃煮は525円となっております。

竹田委員長 東出委員。

東出委員 そうすると、足と時間をかけてその会場に行って売っても、たいしてこれは売上にはつながらないですよ。加えて、場所代がだいたいイトーヨーカドーになったら、25から30くらい取ると思うのですよ。普通は大概2割くらいなのですよ。生協でいま我々あれしているのだけれども、いま15なのだけれども、20に上げないのだけれども。そうやって、場所代が売ったものの中から2割取られる、2割5分取られるという、これだからなかなか、こちらから出向いて行ってたくさん数をこなせられると、所場代の2割くらいはへっちゃらなのだけれども。これだけの数で、やっぱりそういう部分での所場代が足引っ張りになると思うのですよ。飛び抜けて有名なものであれば、江差の五勝手屋羊羹ですとか何とかですとかという名がとおっていると良いのだけれども、なかなかこ

れは難しいですね、正直に言って。業者さんもそういうような部分では、場所代が大きなネックになっているのかなという気がするのだけれども。その辺、業者の人から何か相談ですとか受けていますか。

竹田委員長 藤谷主幹。

藤谷主幹 いままでの経過の中での報告しかできないのですけれども、いまのイトーヨーカドーを含めました、定期的に函館丸井のほうにも行っております。東出委員が言われたように、手数料的には15から17、20弱くらいは、会社側のほうにそれを支払いするのですけれども。それが定期的にやってくることによって、それを狙いで来るお客さんもだんだん増えてきまして、売っている業者さん、主に秋山農園さんが主だっては行ってもらっているのですけれども、合わせていま当町を含めて、隣の松前、福島、知内を含めまして、今後も3月も丸井の地下、それから上という部分の木古内単発でない、競合をしながら物売りをしていくという方向で、かえって回数を重ねるごとに行く業者さんは、意欲を持っていまは向かっているというのが現状のように見えます。

竹田委員長 確かにおみやげ品開発の部分はこういう品目だけれども、秋山さんなにかはこれプラス漬物ですとか何とかが逆に主流で販売しているのかなというふうに。何回か顔を出してみたら、そういう売れ筋だという言い方もしていますから。これで採算はどうかではなくて、これだけ単品で見ると、これだけの売上しかないのと東出委員が心配するような部分だけれども、その他諸々トータルで商売。もし採算が合わなければ、当然撤退ということになっていくのかなというふうにあります。

そのほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

竹田委員長 なければ、次に進みます

・駅前統一景観事業について（継続）

竹田委員長 駅前統一景観事業について、東主査。

東主査 農林グループの東です。よろしく申し上げます。

駅前統一景観事業について、7ページをお開き願います。前回以降の進捗について、ご説明させていただきます。

資料の2番、事業の進捗状況です。前回は、代替案を作成して協議をするという内容で前回は終わっていました。その後、まちづくりルールの作成時に協力をいただいた設計士さんとともに代替案を作成して、1月に駅前の今年度建て替える予定だったかたに、案を持って提示をして、協力を要請してきております。

その後、2月の中旬に再度訪問をしてお話をさせていただきました。まちづくりルールの踏まえつつ、代替案どおりにはいかないまでも、現在、協力に向けて建て替えをした業者さんと話をして、協力する旨での回答をいただいているところです。

それを踏まえた上での課題ということで、協力をするといままで言っていたかたが、急遽、協力をいただけない事案も発生しましたので、このような場合については、協力可能な代替案を示す中で、事業を推進するような態勢・対応をしていきたいというふうに思っております。以上です。

竹田委員長 説明が終わりました。これより質疑を受けたいと思います。

(「なし」と呼ぶ声あり)

竹田委員長 ないようですので、これで産業経済課については終えたいと思います。

どうもご苦労様でした。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 1 時 51 分

再開 午後 1 時 57 分

(4) 教育委員会

- ・ 学校給食費について

竹田委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

教育委員会の皆さん、どうもご苦労様です。

それでは早速、この表題に基づいて、資料が出されておりますので、まず資料の説明を求めます。

佐藤給食センター長。

佐藤学校給食センター長 私のほうからは、これまでの流れをまず、ご説明いたします。そのあとで、担当主査のほうから、詳しく説明させていただきます。

学校給食の学校給食費の改定につきまして、昨年 8 月に教育委員会から学校給食センター運営委員会へ、学校給食費の適正な金額について、協議を行うように諮問がありました。

そのあと、10 月には政府が消費税率を来年度から 8 %に改訂するということを表明いたしました。

このあと、当センターでは、小・中学校の保護者向けの試食会を開催して、給食費の改定等の意見を聞きとっております。

そのあと、10 月に第 2 回の給食センター運営委員会を開催いたしまして、学校給食費改定に向けた、事務局の試算したものを協議いただいております。

そのあと、11 月には小・中学校の保護者を対象にいたしまして、学校給食費等に関するアンケート、費用だけではなく例えば中身についてどうかですとか、いろいろ項目でアンケートの実施をいたしました。

同じく 11 月に、第 3 回の学校給食運営委員会を開催しております。アンケート等を踏まえまして、学校給食費改定に向けた協議をしております。

また、同じく 11 月の末には、財政担当と学校給食費の軽減についても、同時並行で協議をしております。

年が明けまして、26 年 1 月になりまして、第 4 回の学校給食センター運営委員会を開催しております。4 回目で、ほぼ学校給食費の額を決めまして、1 月の末に運営委員会から教育委員会へ答申を提出してあります。それを受けまして、教育委員会で答申案を元に、協議いたしました。

そして、2 月きょうに至っております。今後、保護者の説明会等を 3 月の下旬に予定しております。

それから、合わせまして、関連する規則等の改正につきまして、ただいま法制等と協議中でございます。

以上が、学校給食費の改定に向けての、これまでの経過をご説明いたしました。

続きまして、資料を基に担当主査のほうから説明いたします。

竹田委員長 畑中主査。

畑中主査 それでは、資料のほうにつきまして、ご説明させていただきます。

まず、1 ページ目になります。平成 26 年度以降の学校給食費になります。左側、改定前が現在の学校給食費、右側、改定後が平成 26 年度以降の学校給食費となります。小学校につきましては、現在、月額 3,600 円、年額 43,200 円のを、改定後では月額 4,050 円、年額 48,600 円。月額にしますと 450 円、年額で 5,400 円の増加と改定ということになります。なお、小学校の 1 年生につきましては、4 月分が食数が年間給食回数が少ないために、4 月分につきましては、半額ということでこれまで対応してまいりましたが、実際の給食回数と 1 食単価が一致しない部分がございますので、今回、一致するようそこも改善いたしまして、4 月分につきましては、3,036 円ということにしております。

続きまして、その下側、中学生になります。中学生につきましては、月額が現在 4,350 円、年額 52,200 円、こちらが改定後は月額 4,900 円、年額 58,800 円となっております。差額につきましては月額で 550 円、年額で 6,600 円の増加、改定となっております。

続きまして、2 ページになります。学校給食費の現状ということになります。現在の学校給食費につきましては、こちらに記載のとおり、年間の給食回数、小学校 192 回、中学校が 190 回。学校給食費につきましては先ほどご説明したとおり、年額、小学生が 43,200 円、中学生が 52,200 円となっております。

ただ、国の学習指導要領の改定に伴って、給食回数が増加、それに伴う 1 食単価の減少。また、給食の米飯やパン、さらには毎日提供している牛乳の価格が上昇傾向にあります。

また 4 月からは、消費税率の改定も行われることから、現状の金額では、適正な栄養価で給食を提供することは困難な状況が見込まれるという現状となっております。

続きまして、2 ページ目の 3 番になります。学校給食費の年間給食回数等の推移になります。こちらからは、価格につきましては、税抜きで表示させていただいております。年間給食費につきましては、平成 16 年以降もずっと同じ金額できておりますが、学習指導要領の改定に伴いまして、小学校につきましては、平成 22 年から回数が 192 回に増加しております。そのため、金額は年額は変わりありませんので、1 食の単価が 2.26 円減少している状況になります。そちらの右側にあるとおり、2.26 円と 192 回ということで、1 食単価につきましては、433 円増加が必要ということになっております。

同じくさらに、その下のほうには、中学校について記載しております。中学校につきましても、平成 24 年度から 190 回に増加しております。それに伴いまして、1 食単価が 7.07 円減少しております。そのため、7.07 円×190 回ということで、中学校の 1 食単価につきましては、1,343 円増加が必要ということになっております。

続きまして、3 ページになります。3 ページにつきましては、平成 16 年度以降の原材料等における価格の推移となっております。こちらにつきましては、原材料等の価格の推移ということで、牛乳、米飯。米飯には麦を入れておりますので、麦。あとは、パン。あとは、パンを包装するパンの包装代ということになっております。それで、推移について金

額を記載しております。平成 16 年度と 25 年度を比較した場合に、右側にございます上昇額。牛乳であれば 6.82 円、米飯であれば 8.66 円というふうに、価格につきましては全て上昇している状況にあります。それを踏まえまして、下側になります。牛乳、米飯、パン等の年間増加額ということになります。その上昇額に、それぞれの給食回数を掛けて計算したものになります。牛乳については 192 回、米飯については 108 回、パンにつきましては 72 回ということで、上にあります上昇額それと回数を掛けまして、年間増減額というものを表示しております。その全てを合計した物が、3,484.56 円ということになります。そちらの右側にあるとおり、牛乳、米飯、パンにつきましても、必要上増加額ということで、3,484.56 円ということで算出しております。

続きまして、4 ページ目になります。こちらは、同じく中学校の原材料との価格の推移になります。こちらにも牛乳、米飯、麦、パン、パンの包装ということで、同じ内容となっております。こちらの下側のとおり、こちらにも回数に応じて計算しますと、合計額につきましては、3,418 円ということで、中学生についての牛乳、米飯、パンについての必要増加額というのは、3,418 円と算出しております。

続きまして、5 ページ目になります。学校給食費の改定額ということになります。現在の状況ということで、金額、2 段書きで乗せてあります。上につきましては、税込み金額、下につきましては、税抜きの金額となっております。その下の試算というところになります。こちらにつきましては、年間給食額税抜きの年間給食額、41,142 円それに先ほど算出しておりました、1 食単価の増加額。また牛乳、米飯、パンについての年間増加額。こちらを合計した金額、小計 45,059 円。こちらに、4 月以降から改定される消費税率 8%、計算しますと合計額として、48,663 円となります。それで、その下になります改定額ということで、10 円未満の端数を整理いたしまして、改定額ということで年額 48,600 円、月額 4,050 円、1 食単価については 253.12 円ということで、改定額として計算しております。

次のページにつきましても、同じく中学生になります。こちらにも小学生と同様に計算をいたしまして、合計額は 58,833 円となります。こちらにも 10 円未満を整理しまして、年額給食費が 58,800 円、月額給食費につきましては 4,900 円、1 食単価については 309.47 円という形になります。

続きまして、7 ページのほうをお開きお願いいたします。こちらにつきましては、平成 26 年度以降の学校給食費の負担軽減についてということになります。

こちらは、目的としまして、学校給食費に要する経費の一部を軽減することにより、保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的としております。

対象者としましては、木古内町立小中学校に在学する児童生徒の保護者。

ただし、過年度分の学校給食費に滞納があるものは軽減しないこととし、滞納している学校給食費を完納または納付誓約書等を提出して、履行している者は除くということで考えております。

その下になります。助成額ということになります。基本的に半額を軽減いたしますので、改定額、小学校 1 年生は 47,586 円、その他の小学生につきましては 48,600 円、中学生は 58,800 円となっておりますので、軽減後につきましては半額の、小学校 1 年生が 23,793 円、その他の小学生につきましては 24,300 円、中学生につきましては 29,400 円ということで予定しております。説明につきましては、以上になります。

（「議事進行」と呼ぶ声あり）

竹田委員長 東出委員。

東出委員 これは 26 年度の予算の中に、当然、これはされてくる部分のいまの説明なのだけれども、事前に審査をしているので、良として我々もやっているのだから。

それで、半額助成して、一般財源からの持ち出しを、ここで一緒に言っておいたほうがいいのではないですか。私はそう思うだけれども。

竹田委員長 佐藤センター長。

佐藤学校給食センター長 いまのところ、試算でございますけれども、概ね、小・中合わせて 600 万円。ちょっと端数がつきますけれども、概ね 600 万円を町が負担することになります。以上です。

竹田委員長 福嶋委員。

福嶋委員 最後に、滞納ある世帯は該当しないと。これをやって、裁判で訴えられたらどう思いますか。私はおかしいと思います。税でも何でも、介護保険法でもそれは一部あるけれども、いままで滞納して完納しなければ、今後は同等の学校給食の料金は負担をしないのだと。そうしたら、なぜ、いろいろ事情があってしましないうつを、今度、平等にしないで差をつけると。これになったら、おかしいのではないですか。訴えられたらどうしますか、そう思いませんか。

竹田委員長 佐藤センター長。

佐藤学校給食センター長 この中身につきましては、滞納の中身ですが、いま現在ある滞納とはまた違いまして、26 年の 4 月から新しい制度ができます。それ以降の滞納です。4 月 1 日以降の滞納についてですから、実際、27 年度から 26 年度分の滞納者について、そういう措置を取るといような考え方でおります。いま、ご質問にありました、訴訟については想定しておりませんでしたので、協議をしたいと思います。

竹田委員長 副町長。

大野副町長 学校給食費に関しての軽減措置でございますので、これは町の独自事業ということになります。

一方、税金で言いますと、滞納者に対してサービスを制限する条例というのもあります。これは、支払わなければ町のサービスは適用しませんよと。これに対して裁判ということはないです。これは、ご存じかと思えますけれども、それは、サービス制限条例というものの条例そのものに対する異議を申し立てることはできますけれども、これもまた、町のサービスをどう提供するかですから。これについては、係争の対象になっていないという認識を持っています。

さらに、いま福嶋委員がおっしゃいました事情があるということであれば、納税誓約書を交わしていただいて、納付がされればこれは補助の対象にするという書き方ですので、ご心配には及ばないかなというふうに思っております。

竹田委員長 又地委員。

又地委員 26 年度からこうするわけですよ。そうしたら、対象者の部分では、文言の整理をしないとだめでしょう、これは。いいですか。対象者、木古内町立小中学校に在学する児童生徒の保護者。26 年度、すなわち 4 月 1 日からこれを適用させるのに、「ただし、過年度分の」というこの文言の整理は必要ではないですか。ただこのままですと、25 年

度以前の部分でとられるのですよね。ですから、ここの文言の整理をすると、いま答弁したとおりでいいと思います。

竹田委員長 佐藤センター長。

佐藤学校給食センター長 当初の説明不足でございました。例規等で整理をする段階では、そのような 26 年 4 月 1 日以降云々ということは、わかるように整備しているようになっております。

(「なし」と呼ぶ声あり)

・旧鶴岡小学校・旧木古内中学校グラウンド貸付予定について

竹田委員長 次にいきます。

旧鶴岡小学校・旧木古内中学校グラウンド貸付予定について説明を求めます。

佐藤課長。

佐藤生涯学習課長 北電さんから、グラウンドの使用についての申し出がありました。

それにつきまして、担当主査から説明いたします。

竹田委員長 加藤(崇)主査。

加藤(崇)主査 今回の旧鶴岡小学校・旧木古内中学校グラウンド貸付のご説明をいたしたいと思います。最初、北海道電力株式会社さんのほうから、昨年(平成 25 年)12 月 20 日に、旧鶴岡小学校と旧木古内中学校のグラウンドを使用したいという申し出がありました。

目的は、北斗変換所から今別変換所までの送電線の増強工事に伴う資材置き場や、作業員の宿泊場所及び事務所についての用地としてということでした。まだ具体的な使用計画については出ていなかったもので、一旦、その場は受けて、翌年の 1 月 16 日に再度、北電の担当者と協議をさせていただきました。

その中で、使用計画のほうは別紙の 9 ページ目、10 ページ目にございます、図面のと通りの使用計画でございました。というふうに出されまして、資料のとおり、予定地と貸付期間、使用目的、貸付面積を提示されて、その後、もう一度再度、こちらのほうで協議をいたしまして、1 月 31 日にこちらのほうで貸付にあたり資料のと通りの条件を出ささせていただきます、旧中学校のグラウンドについては、し尿処理については下水道を使用する以下、ご覧の条件を出させていただきました。それについて現在、貸付する方向でこちらのほうで動いておりまして、今後、具体的な条件にもあります、住民の皆さんを対象とした住民説明会の日程などを、現在、担当者のほうと詰めている段階でございます。

説明としては、以上であります。

竹田委員長 説明をいただきました。

福嶋委員。

福嶋委員 ちょっと的がはずれるかもしれませんが。この事業を 5 年間やるにあたって、送電線の増強工事のやる内容。ということは、トンネルを通すと。これで、北海道から内地へ電気を送るのですか、それとももらうのですか。それはどっちなのですか。

竹田委員長 加藤(崇)主査。

加藤(崇)主査 現在、送電のほうは下北の半島のほうを経由している送電線がありまして、そちらは送るほうももらうほうも両方ではあるのですけれども、それを補強させるために、今度は津軽半島のほうからのルートでも増強したいということで、送るほう、こちらから

もらうほう、両方ということで話を聞いております。

竹田委員長 東出委員。

東出委員 その地域の町内会を預かる者として心配というか、これから 5 年間そういう人達の作業員宿舎で最大 200 名の収容ということになっているのだけれども。もしわかっている範囲で、最大で鶴岡に何人、旧中学校に何人という部分をわかれば教えていただきたいですし、ここに使用開始前には、近隣住民を対象とした住民説明会を開催するとあるのだけれども、その辺については、十分我々もその地域を受ける側として、地域住民とのトラブルのないようにですとか、いろいろとやっぱり我々も注文をつけたい部分もあるので、その辺スムーズに、行政に入ってやっていただければなと思うのだけれども。最大人員は 200 人なのだけれども、配分まで聞いてますか。

竹田委員長 加藤（崇）主査。

加藤（崇）主査 まだ、人員については、未定の部分もございしますが、担当者のほうから聞いた中では、木古内中学校部分で現在、最大約 160 人を想定して、約 40 名くらいが鶴岡小学校部分ということで話は聞いておりますが、まだ確定な部分ではありませんので、おおよその中でそういうふうになっております。

補足ではあるのですが、まず、作業員のかたについては旧木古内中学校のほうから入っていただき、鶴岡小学校のグラウンドについては、27 年度以降に順次入っていくというふうな予定で現在進めているとのことですので。

資材は両方とも 26 年度から置きたいということで。いまの話は人員についての話でございました。

竹田委員長 東出委員。

東出委員 前回、新幹線絡みで鶴岡小学校の場所を貸したことがありますよね。だいたいその時の相場と今回ので、どういう経過で単価であれしたのか、その辺の説明もせっかくだので言ってください。

竹田委員長 佐藤課長。

佐藤生涯学習課長 まだ、正式に金額というものは、建設水道課のほうで打ち合わせをいま必要でございします。建設水道課のほうで試算しておりますが、ただ、鶴岡小学校を前回貸した時の単価よりは、改定して上げたいというような意向を聞いております。ただ、それはいくらに算定されたかというのは、まだ正式にはいただいておりません。

竹田委員長 これは新年度で当然、当初予算で貸付収入で入ってくるのですね。

副町長。

大野副町長 ただいま、課長のほうから説明があったとおりなのですが、その背景を少しご説明をしたいというふうに思います。

新年度予算を組むのにあたって、町が借りている土地と貸している土地、同様のいわゆる農地とかではなくて宅地を借りていながら、借り賃のほうが高いというケースがあるのです。これまで町が借りているあるいは貸している、それを整理しなくてはならないということで、12 月の予算査定の時に話をしていたものですから、そののところをいま整理をしていくと、少しいままで、固定資産評価額の 100 分の 1.3 というのを基準にしていたのですが、それが 100 分の 4 くらいが妥当であろうというところで、いま検討を進めていた矢先だったものですから、それを相手のほうに提示をしたいとは思っているのですけれど

ども、これは要綱の改正ですとかはしていきたいと思っていますので、その準備がまだ整っていない中で、北電さんとこの金額だということで交渉するわけにはいきませんので。提示をしていないというのが現状のところですよ。

歳入についても、そのところがまだまとまっていないものですから、補正予算対応ということになるかと思えます。

竹田委員長 平野委員。

平野委員 新幹線の駅等の工事が、ある程度終わりに近づいてきた中で、このような新しい工事で人が木古内町に入っているということは、経済効果的にも非常に喜ばしいことだなとは感じております。

その中で、まずは1点。鶴岡小学校のグラウンドを貸し出すということなのですけども、時期的に教育委員会さんとしては資料館の開業と同時になると思うのですけれども、その辺の関係で、資料館の工事・整備あるいはこの裏にそのような工事の作業所等ができることに対する影響ですとか調整ですとか、その辺の部分で懸念されることが、いま現在、話合われていることがあれば教えてほしいのと、それと、担当課は違うと思うのですけれども、いま、任意の団体から鶴岡地区を全体的に観光施設にしようということで話合われております。その結果を町といろいろすり合わせした中で、鶴岡地区全体をこの観光名称にしようということで、小学校の資料館も含めた、グラウンドも含めた、具体的な話は進んではいないのですけれども、そのような計画がされております。そのようなことで、担当課のかたとの、このような貸し出して工事現場、宿舎になるということの調整等はあるのかどうか。まずは、2点についてお知らせください。

竹田委員長 佐藤課長。

佐藤生涯学習課長 まず、資料館とバッティングしないかということなのですけども、資料館の内部の整備については、問題ないと思えます。ただ、収蔵庫ですとかそういういわゆる増築部分については、支障のないような土地の運用の仕方をしていただきたいと思います。それは、申し出たいと思っております。

それから、鶴岡地区の観光等の関係の利用の仕方なのですが、担当課と協議をしたかということにつきましては、管理職会議でこの案件につきましては、一応提示してございます。ただ、具体的にグラウンドをどう使うかということについては、まだ提案というか特にないものですから、いまの段階ではグラウンドを北電さんにお貸しするというような考え方であります。

竹田委員長 平野委員。

平野委員 後段のほうの、鶴岡を全体的な観光資源にしようという話は実際、庁舎内でも担当課がどこなのか、どのように話されているのかということがないのが現状かなとは思いますが、実際、内面で進んでいる話ではありますので、担当課のほうときちんと、「5年間はこのグラウンドは使えないよ」という調整をきちんとしていただきたいと思います。

それでなければ、町民のほうがいま、鶴岡小学校のグラウンドも含めた観光の企画をしている最中ですので、担当課のかたがこのことをわからないければ、民間のかたが一生懸命考えた知恵が没になってしまうということにもなりかねませんので、その調整と申しますか相談と申しますか、報告をきちんとしていただきたいと思います。

資料館ですけども、「資料館に影響がないようにしていただきたいと思います」程度

では、全然足りないと思います。いま、この資料館も、木古内町が観光といいますか、新幹線開業に向けてのテーマパークとしての位置付けをして、開業するという時に、この工事現場のおかげで、何らかの邪魔をされては困るわけですね。集客にしても環境といいますか、見栄えにしても。なので、そこはきちんと約束にも記載するぐらい、今後、資料館開業に向けた際の約束事もきちんと含めるべきではないのかなと思いますが、その部分についてもう一度お願いします。

竹田委員長 佐藤課長。

佐藤生涯学習課長 資料館の支障にならないようにということで、十分、私達が資料館を作るほうとしましては、一番大事なところでございますので、それは十分留意したいと思っております。

それから、見栄えですとか美観ですとか、それはもちろん地域の住むかたにとっても大事なことです。単純に観光だけというよりも、やはり地域のかたにとって危険を感じたりですとか、美観を損ねるですとか、そういうことは極力申し出て、きちんとした使い方をしていただきたいように申し入れる所存でございます。

竹田委員長 平野委員。

平野委員 別の話になりますけれども、もう 1 点です。最初に申し述べたとおり、このような工事のかたが 200 名も入ると。それに関連した事業者のかたが、さらに入ることになります。大変木古内町にとっては、経済効果が発生するのではないのかなと感ずるところではありますが、以前、1 年以上過ぎておりますけれども、私自身が新幹線関連の工事業者に、町として何とか地元企業あるいは地元業者の活用してくれないかという話を町長にしたところ、当然、町長もそのように進めていくという答弁をいただいた経緯がございます。今回に関しては、ましてや町の財産、町の土地を貸付するということで、より強い地元企業への活用を要求できると思うのですが、その辺もやはり、町長がきちんと今後も企業に対して訴えていくと言った以上、条件の中に乗せるくらい「何としても地元の企業を使ってほしい、地元の業者を使ってほしい」という話というのは、全然されていないのでしょうか。それとも、されたのですけれども、ここに記載されていないのでしょうか伺います。

竹田委員長 副町長。

大野副町長 ただいまの新幹線関連工事で、地元で事業所等を構えている業者に対しての要請をしたということは、ご理解しているというふうに思います。同じです。木古内で飯場あるいは事務所、宿舎を構えて仕事をするということで、「ぜひ、地元業者を使っていたきたい」と、こういうお願いをしてまいります。ただ、これはあとは業者が、自分の営業収入をするためにどう動くかですから、そこは地域の商店の皆さんも受け入れ態勢といいますか、そういったものを仲間が集まって組んでいくですとか、そんな発想もあってもいいのかなと思いますので、そこは商工会さんのほうにも連絡をさせていただいて、今後の取り進めについて、私のほうでも情報提供をしていきたいと思っております。

竹田委員長 又地委員。

又地委員 それなら、だめです。町有地を貸すわけですから。そしてここに、宿舎ですとか資材置き場ですとか、事務所ですとかの配置図もあります。であれば、本当に地元の業者という気持ちがあるのであれば、これらの下水を引っ張る工事、浄化槽設置の工事は町で

受ける。木古内町で地元業者に発注するのです。そして、貸付する。絶対、これはそういうことです。私はそういう方法をとってほしいと思います。例えば、北電さんであろうがどこであろうが、北電さんが5年間貸してくださいというのであれば、もう宿舎の位置も決まっているのです。そして、どういう配管をするのかもすぐわかります。であれば、木古内町で発注して、工事を済ませて、そして住ませて、これはいろいろ方法がありますよね。工事代金は、北電さんからもらうという方法もありますし、そういう設備を全部含めた中で、土地代金がいくらという方法もあります。だから本当に、地元の業者の育成を考えるのであれば、そうすべきです。絶対そうです。

竹田委員長 副町長。

大野副町長 ただいまの上下水道の件につきましては、担当している建設水道課も入って打ち合わせをしまして、これは町で迎えに行ってもいいと。迎えに行くので、「ぜひ、接続してください」というところで話をし、そして、北電さんのほうからは「そうします」というふうな回答をいただいております。

竹田委員長 又地委員。

又地委員 これは、結構なものですよ。例えば、中学校は下水道をつなぐのだけれども、中学校の図面を見ると、宿舎、宿泊、宿泊、宿泊、宿泊。そうすると、これだけの管路の延長ですとかあるいは鶴岡小学校はまだ下水がいないから共同浄化槽になりますよね。1箇所には大きい浄化槽を作って、そして、宿泊の管路をずっとつなぐとしたら、これもまた結構な延長になると思います。そうすると、工事金額的にはそれなりのものになるわけです。これは早い話、人の禪で相撲を取るようなもので、北電さんからお金をもらって、木古内町が窓口になって、そのお金で工事を発注すると。我が町の財政は、何も傷むわけでもないです。そういう方法をぜひ、取ってほしいです。

竹田委員長 平野委員。

平野委員 先ほどの話に戻るのですが、副町長曰く新幹線業者にはやっていたのはご存じでしょうと言いますが、そういうのが感じられなくなったので、定例会で言った経緯があるのです。間違いなく、1番最初に入ってきた当時は、町も商工会も一生懸命になって、地元業者、地元業者と声を上げていたのを思います。ただ、薄れているのも間違いありません。個人の企業が頑張るあれが足りないのだとおっしゃいますけれども、頑張っても届かないところもあるのですよ。頑張っている人もいますよ、たくさん。でも、「わかりましたよ」と良い返事をされますけれども、結局は自分達の会社のつながりがあるほうにいつてしまうというのが、ここ数年のパターンなのです。そこで、やはり町がどこまで強くそれを言ってくれるかというのが、本当に我々小売業、ガスから企業もそうですけれども、たくさん企業ありますけれども。その命運がかかる状況なのです。例えば、他町と比べますと、どうしても地元から具体的に、これもこれもあれも、いま又地委員が言うように「工事もこうだ。自販機もこうだ」という提示までして、全部約束して貸し出ししているという町もあるのです。なので、そこと同様にとは言いませんけれども、やはり、もう少し思い入れの強い相手側への交渉あるいは条件提示の中に、やはりそれらしきことを乗せるくらいのことのできないのでしょうか。確認します。

竹田委員長 副町長。

大野副町長 先ほども言いましたように、ですから、やるというふうに言っているわけで

す。ただ、平野委員もご存じのように、企業はその企業の収益を向上するために、自分のところで食事をパッケージ化をして持ってくると。こういう状況がある以上、そこはなかなか入り込めないと。ただ、私が言うのは、そういうところに入り込むためにも、「総合的に木古内ではこれだけ提供できます」というスタイルを作ってほしいなと思うのですよ。それを、商工会と相談していきたいということですので、それは商工会として相談させてもらいたいというふうに思っております。

竹田委員長 福嶋委員。

福嶋委員 1点だけ、確認したいと思います。中学校に去年まで貸付したグラウンドの一部、校舎の裏あれを撤廃して、期間を満了したのですか。

それと、ここに資材置き場と書いているのだけれども、これは新しい資材置き場だと思うだけれども。ことしの除雪を見ても、さっぱりあそこの車が動いている状況ではないわけです。うちの町内会の分野ですから、私たびたび行きますけれども。何も車も歩いていない、物も置いている形跡もない。予定が狂ったのかもわからないけれども。何であんなに、大きい面積を使うようにしたのだろう。さっぱり車の跡がない、工事の部品もない、資材もない。これを見ると4月から貸すと。そうしたら、前のやつはもう完了したとは思いますが。と同時に、我が町内会が、あそこの部分をかなり場所を位置的に変わったのですよね。戸数も減って、あそこに15戸くらい戸数がなくなったのです。そのために、街灯の状況がすごく悪くなったのです。中学校の私のほうの町内会には、一昨年まで「あそこが暗くて大変だ」と、「怖い」と。「晩に暗くなってくると、中学校の家の前に電気を点けて、何とかしてください」と。私は町内会も含めて、委員会に話したはずですが。その時には、「今後の道路の完了した時点で、街灯も考えます」と、こういう話だったのです。今回、160名の方が来ると、人通りも多いですし、車の流れも多いですし、いろいろ環境整備をやったり、きちんと受け入れ態勢を整えてもらいたいですし、また、私達の町内会の部分もあるので、あそこの一部、松原さんのところからずっと奥まで。あそこはかなりカーブがきついのですよ。左右の確認の鏡があるのだけれども、一時停止をしなければ怖いのですよ。と同時に、課は違うのだけれども、この間、振興計画の26年度以降10年間の契約の中に、あそこの踏切の工事が7年先なのです。平成35年まで、3か年計画で国道まで通すというような計画になっているのです。あそこの踏切の前が半分なのです、道路が。両方から来ても、止まってないとなりません。相手も止まってないとなりません。だから私は、5年間こういう工事が入って、人が来るとします。町長に言いたいけれども、工事の町の状況によっては、一部変更してやるところを早く早めてもらうような施策を考えてもらいたいです。これは、いま言ったからといって、「はい、それ」というわけにはいかないかもしれないけれども。かなりのうちのこういう状況があまりないわけですから、ある時にやっぱり、冷水線が18mになって主要道路になるけれども、あとあそこに出るところがないです。回っていくと、踏切からもう半分になって、両方で止まっていなければなりません。いま、貨物が来るでしょう。私は公民館に行くのに、回って帰りこう来ます。だけれども、あそこでかなりの待ち時間があるのです。両方で待っているのですから。その辺を十分に考えていただいて、仕事をしてもらいたいです。要望して終わります。

竹田委員長 佐藤課長。

佐藤生涯学習課長 いまのご質問にありました、既に別な企業にお貸ししているところで

すけれども、ドウデンさんなのですけれども、基本的には3月いっぱいなのですが、いま2月いっぱいくらいまで検討して、若干、1、2か月延びるかもしれないということで、その話を聞いております。ただ、北電さんとの調整は、これからその分は、北電さんにもその旨は伝えてあります。その中で、うまくシェアしてほしいと思っております。

竹田委員長 ほかになければ。中学校は校舎の活用は、全然考えなかったのですか。

佐藤課長。

佐藤生涯学習課長 当初、校舎もというお話がありました。ところが、再度、耐震の関係ですとかいろいろあると思うのですけれども、再度、北電さんのほうで検討した結果、次の協議の時には、協議した結果、使わないということになったと。全部、グラウンドに飯場ですとかいわゆる宿舎、作業の物を全部グラウンドにやるというような回答を得ております。

竹田委員長 なければこれで、教育委員会については終わりたいと思います。

どうもご苦勞様でした。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後2時45分

再開 午後2時51分

(5) 病院事業、建設水道課

- ・地方公営企業法会計制度の見直しについて（追加）

竹田委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

病院事業事務局、建設水道課の皆さん、どうもご苦勞様です。

それでは早速、企業会計の制度改正の概要について、資料の説明を求めます。

地本病院事務局長。

地本病院事務局長 公営企業法の改正について、病院事業では、病院会計と老健会計、一般会計では水道事業会計がありますけれども、病院事業が2会計を持っていることから、病院事業のほうから説明を申し上げます。

今回の地方公営企業の制度の見直しの背景は、46年ぶりに改正をするものでございます。中身的に言うと、民間企業の会計に準じた、いわゆる民間企業と比較をした場合どうするかという問題が、過去にいままであればなかなか比較できないという問題があります。したがって、民間企業会計に準じた改正と国立病院等の独法との整合性を取るというのが狙いでございます。

もう一つは、一般会計からそれぞれ負担金、繰入金をいただいておりますけれども、その経費区分を明確にするという意味合いからでございます。大枠はその3点でございます。この制度が改正されても、経営実態にはその変化は生じません。財務諸表、いわゆる貸借対照表がかなり構造が変わりますけれども、経営実態には大幅に影響するものではないということで、ご理解をお願いいたします。

それでは、詳細については、平野主幹から説明申し上げます。

竹田委員長 平野主幹。

平野主幹 それでは、私のほうから事前に配付されております資料を基に、本会計制度改

正の概要とそれぞれの会計が受ける影響について、ご説明をいたします。

私が概要を説明したあとに、老健事業会計並びに水道事業会計から受ける影響について、報告という形をさせていただきたいと思えます。

まず最初に、制度改正の目的ですけれども、事務局長のほうから言われたとおり、民間企業に近づけるということです。国の大学病院や国立病院が地方独立行政法人に移行しておりますその際に、民間の企業会計基準を元に会計基準を作っております。

病院事業会計においても、民間では、平成 16 年度に厚生労働省が新しい病院会計準則を定めております。これに沿った形で、今回の改正の内容がされているところであります。

二つ目は、公営企業の経営の自由度を高めると記載しておりますけれども、これは既に、平成 24 年度に当町の条例でも制定しております、資本剰余金の取り崩しを議会の議決を得ずに条例でできるというようなことで、先行して実施しているところであります。

3 点目の経営状況の透明性を高める目的というのは、これまで後ほど説明いたしますが、予算書の中に予算説明資料として、資金計画書を添付しておりましたが、これよりさらに資金の使途が明確になるキャッシュフロー計算書の作成を義務付けることによるのと、引当金の義務付けにより、経営の透明性を増したというようなことでございます。

新会計制度の適用時期ではありますが、平成 26 年度予算から当町においては、適用をする予定となっております。

3 番目の具体的な改正内容でございます。主な項目は 8 項目ありますので、8 項目についてご説明申し上げます。

①番の借入資本金であります。借入資本金を今後は資本から負債に計上することになります。借入資本金というのは、病院事業等においては、企業債になります。これが今まで、資本に計上していたものが、負債に変わるということになります。

また、1 年以内に返済期限がくる債務については、ワンイヤールールの徹底に伴い、流動負債に分類されることとなります。

企業債に対しては、病院事業会計においては、総務省の操出基準に基づいて、一般会計からの繰り入れがありますが、これまで繰り入れに対する特別な説明は予算書には計上しておりませんでしたけれども、今後は中期という形の中で、現在残っている金額に対して、今後、一般会計が負担する金額がいくらかになるのかというのを記載することになります。

②番目が、補助金等により取得した固定資産の償却制度であります。これは、みなし償却制度という制度を活用して資産を償却してきましたが、これが今後廃止になるということです。具体的な手法は、資産を購入した際に、補助金を活用した場合については、補助金を資産から引いて減価償却をしてきたものが、今後、この制度は実施しなく、買った現物を償却していくこととなります。これに伴って、減価償却費は増こうすることになります。ですけれども、補助金を 3 条で収益化をします。実際の純損益に与える影響は出てこないこととなります。

また、病院事業においては、企業債の元金償還にかかる繰り入れがされております。これもいままでは、補助金と同様みなし償却という形も適用できたのですけれども、これまで適用してきませんでしたので、今後は補助金と同様の取扱いによって、4 条で繰り入れがされたものが 3 条で収益化されるということになりますので、病院事業会計においては、その分収益が向上するという形になります。

③番目は、引当金の計上を義務付けとなりました。これまで、引当金の計上は任意だったのですけれども、ここに記載している五つの引当金については、計上をなささいということで義務付けられました。

一つ目は、退職給付引当金です。これは、年度末に職員全員が自己都合退職をした場合に必要となる金額を計上しなささいということになっております。計上期間については、最長 15 年年間で計上します。当町においては、北海道市町村退職手当組合に加入しておりますので、毎年度、負担金を納付しております。ですので、年度末で必要な額から、退職手当組合に納めている額を引いた分を、今後 15 年間で計上することになります。ただし、5 年間で計上する場合については、ほかと違う手法として、特別損失で計上をすることも可能になっております。

続いて、賞与引当金です。賞与引当金については、6 月分の手当というのは、前年 12 月から当年の 5 月までの勤務に対する期末勤勉手当になりますので、ワンイヤールールの確定ということから、12 月から 3 月にかかる分については、前年度の予算に計上しなささいということになっておりますので、平成 26 年度においては、このような形で計上されることとなります。

続いて、修繕引当金と特別修繕引当金です。修繕引当金については、定期的な修繕が必要な設備に対する額を、その数に見合った年で計上することになります。

特別修繕引当金については、主に法令で定められている大規模修繕が必要な設備がある場合に計上ということになりますので、これらについては、それぞれの事業会計で対応が異なることになるということになります。

五つ目の貸倒引当金につきましては、未収金などの債権のうち、回収することが困難と見込まれる額を計上し、これまで特別損失で落としていたものを貸倒引当金を積んで、回収不納になったものは、これから処理しなささいという方向に変わっております。

④番目は、繰延資産でございます。これまで、繰延勘定として 4 条で資産購入した消費税を、20 年間で控除対象外消費税として繰上償還するのですけれども、原則これが廃止になります。今後は、貸借対照表の投資として長期前払消費税として計上することになります。

⑤番目は、たな卸資産の価額ということですが、低価法の義務付けということで、当初、購入した資産が何らかの原因により、価値が下がった場合については、それをたな卸評価損として評価しなささいということが義務付けられております。病院事業では、診療報酬改定による薬品や診療材料が下がった場合については、こちらの項目で評価がする必要があります。

⑥番目は、リース会計の設置です。これまでリースについては、賃貸借料で全部処理をしてきたところですが、一定の条件に当てはまるものについては、リース物件を資産化することになります。その基準というのは、リース料期間が 1 年以内であり、リース料総額が 300 万円を超えるものについては、リースではなく資産として見なして、きちんと固定資産に計上して、減価償却もしていきなささいという制度に変わりました。

⑦番目は、キャッシュフロー計算書です。先ほど申し上げましたとおり、これまで予算書の説明資料として添付していた資金計画書に変わり、作成が義務付けられました。資金計画書では、事業全体での資金の流れしか見られなかったのですけれども、キャッシュ

ロー計算書に変更することによって、本来業務での資金の流れ、そして投資活動による資金の流れ、借金返済等に対する財務活動の流れが明らかになることによって、資金繰りの状況がいままで以上、透明化されることとなります。

⑧が、勘定科目等の見直しと注記ということで、先ほど申し上げたとおり、引当金とたくさん項目が貸借対照表や損益計算書に新しく載ることとなります。

また、引当金の計上基準も何通りかあるのですけれども、選択についても新年度予算の予算説明資料として、予算書と一緒に今後提示する形となります。

会計基準の改正による影響なのですけれども、一覧に示してあるのが財務諸表への影響ということで、先ほどご説明した内容がここに書かれてあります。財務諸表に与える影響ということで、A 3、1枚でカラーのものをお配りしております。これが、病院事業会計における改正前と改正後の違いでございます。こちらの数値については、平成 25 年度の当初予算をベースに作成してみました。右側が改正前で、左側が改正後であります。黄色い項目が新しく追加になる項目や、額が変更となる項目でございます。

まず、改正後をご覧ください。改正後の医業収益については、12 億円ありますけれども、これは改正の影響は受けませんので、そのままになります。

医業費用については、1 番から 6 番のうち、1 番、3 番、4 番、5 番の黄色でマーキングしている箇所が具体的に変わります。

給与費については、先ほど申し上げたとおり、ワンイヤールールの徹底ということで、25 年度ですので、翌年度の 26 年度の 6 月の期末勤勉手当を予算計上することとなります。ですので、ここで 5,000 万円ほど増えることとなります。ただし、25 年度については、実は 24 年度分の期末勤勉手当も該当になりますので、これを 5 番の特別損失の (2) 賞与引当金繰入額のほうに持っていきますので、右側の改正前と改正後の数値を比較しても、5,000 万円が増えることにはなっておりません。

3 番目の経費です。経費につきましても、引当金の義務付けで修繕貸倒引当金が 80 万円増えますので、その分増えた形になっております。

(4) の減価償却につきましても、みなし償却制度が廃止になります。合わせて、リース資産として購入してある物が、減価償却しなければならなくなりますので、2,300 万円ほど増こうし、1 億 2,500 万円になります。

(5) の資産減耗費についても、63 万円から 83 万円ということで、たな卸資産評価損、診療報酬の改定等に基づく薬品の定価という形で、その分の評価を 20 万円見て増こうになっております。

医業収益では、改正前が 2 億 6,000 万円の収支不足が、改正後は 2 億 9,000 万円の費用が収支不足となり、概ね 2,600 万円程度赤字が増えるという形になります。

一方、医業外のほうは、3 番の医業外収益の (6) 長期前受金戻入というのが、今後新しい項目で追加されます。これは、先ほど申し上げたとおり、減価償却をみなし償却をやめたことに伴って、補助金を収益化することとなります。それと合わせて、病院事業会計においては、企業債元金のみなし償却を行っておりませんでしたので、これを新たな収入とみることができまして、8,000 万円費用が全て企業債元金の 6,500 万円と合わせて増えることとなりますので、医業外収益は 2 億から 2 億 8,000 万円に増えることとなります。医業外費用は変わりませんので、医業外収支については、1 億 6,000 万円から 2 億 4,000 万

円に黒字が増えるということになり、経常損失では、改正前は 1 億円の赤字だったのが、5,000 万円の赤字まで圧縮されることとなります。ただし、特別損失において、当該年度の賞与手当引当金繰入額を予算化しなければならないのと合わせて、3 番に退職給付引当金を計上することとなります。病院事業会計においては、平成 24 年度末でおおよそ 6 億 5,000 万円退職金を積立なければなりませんので、これを 5 年間で積立するという選択をした場合、1 億 3,200 万円の積立が必要になりますので、特別損失に予算を計上しますと、前年度 300 万円だった特別損失が 25 年度予算ベースでは、1 億 8,400 万円必要になるということで、当年度の準損失、収支、医業外収支、そして特別損失を加えると、改正前約 1 億円の赤字だったものが、改正後については 2 億 3,400 万円の赤字になるということで、予算ベースでいきますと、会計制度に伴う影響額ということで、A から B を引いた 1 億 2,729 万 4,000 円の赤字が増こうするという形になります。

また、貸借対照表も先ほど申し上げたとおり、ワンイヤールールの徹底により、流動負債という項目が増えることとなります。ご承知のことと思いますけれども、流動資産から流動負債を引いた額が不良債務ということになって、企業の経営が思わしくないということになるのですが、今回の改正に伴って、町の財政健全化法の支障には影響を与えないというようなことが設けられておりまして、企業債の翌年度償還予定額は、その算定から除外しますよというふうに定められておりまして、また、流動負債に計上する引当金やリース債務については、当面 3 年間の算入は除外しますということになりますので、財政健全化法に与える影響というのは、まず出てこないのではないかなというふうに認識しているところであります。

続いて、水道事業会計の与える影響について、水道課のほうからご説明申し上げます。

竹田委員長 吉田（広）主査。

吉田（広）主査 それでは、水道事業会計の影響ということで、水道事業会計で特徴的なものの 3 点ありますけれども、その 3 点について報告をしたいと思います。

資料については、口頭でお話しますので、資料については付けてありません。

それでは、3 点について、まずは 1 点目。貸借対照表上、他の公営企業会計同様に、いままで借入資本金としていた企業債が、固定負債に移行されるなど、水道事業会計も資本が減りまして、負債が増えることとなります。負債は、少ないほうがいいに決まっておりますけれども、会計制度の変更により水道事業としていままでと何ら変わらない状況でありますけれども、貸借対照表上では、経営状況が見た目上悪くなるという状況になっております。

続いて、2 点目です。みなし償却の廃止により、みなし償却をしていた固定資産の補助金等を償却した分と、みなし償却をしてない、いわゆるフル償却している固定資産の補助金等の今後の償却分を長期前受金戻入として、新年度は予算計上します。

また、いままでフル償却していた補助金等の部分については、資本剰余金に入っていたわけなのですが、それが利益剰余金に移るというふうになります。

3 点目です。各引当金については、該当する場合、計上しなければならなくなりましたがけれども、水道事業会計では、賞与引当金、貸倒引当金、修繕引当金、この三つを繰入額として新年度予算に計上しております。

退職手当引当金については、病院や老健とは異なりまして、従前より退職手当の清算分

については一般会計で負担をしております。そのことで、財政部局と協議をした結果、今後も同様にするという決まりましたので、会計間の協定を結びまして、退職手当引当金については、水道事業会計では計上しないというふうに決まっております。

以上、3点であります。

竹田委員長 阿部主査。

阿部主査 それでは、病院事業の中の老健会計について、今回の制度改正に伴う与える影響ということで、ご説明いたします。

病院事業のほうで詳しくはされておりますので、主だったものをご説明したいと思えます。まず、長期前受金戻入ということで病院事業のほうでも出てきておりましたが、事業外収益の中に長期前受金戻入というものが計上になることとなります。その中身とすれば、老健とすれば、一般会計繰入金として、建物減価償却費の 53 %を収益化といったこととなります。

長期前受金についてですが、貸借対照表では先ほどもご説明ありましたが、負債として計上しまして、減価償却見合い分を順次、収益化することとなるといった中身となります。

これまでは、一般会計繰入金については、資本剰余金に計上していましたが、改正後は資本の額が減少し、負債の額が増加することとなります。

先ほどの賞与引当金と退職給付引当金の説明もありましたが、老健のほうでも同じように、賞与引当金、退職給付引当金というものが計上となります。それについては、事業費用の給与費に賞与引当金と退職給付引当金が計上となります。

以上によりまして、収入予定額とすれば長期前受金戻入分が増えまして、支出予定額では賞与引当金と退職給付引当金等が増えるといった中身となっております。

以上でございます。

竹田委員長 ただいま、会計制度改正の概要について説明をいただきましたけれども、ちょっと理解しづらい部分もあるのですが。

平野委員。

平野委員 的外れでしたらちょっと申し訳ないのですけれども、地方公営企業会計制度改正、これは、数年前におそらく国が提示した、改正された部分を反映されているのだと思うのですけれども、これは 26 年度から必ず適用しなさいよということなのか、それとも、各自治体に任せているものなのか。中身については、国の提示した改正を全て則っているのか、それとも、その中で精査して、一部だけを改正されているのかについて説明願いたいのと、たったいま水道事業、老健事業に関連する説明ということで、資料がない中説明いただいたのですけれどもこれはどの道、国の指導の下、変えるので、どっちみち変わるのだから我々がそこまで把握してなくていいですよという意味なのか。それとも、いまの説明だけで皆さんが理解していると思われたのか、どういう意味で資料を用意しなかったのかお聞かせください。

竹田委員長 平野主幹。

平野主幹 会計制度の改正については、平成 23 年度のほうで総務省から会計を変えますというように、発文がされております。それに伴って、平成 24 年 4 月から資本制度の改正を議会のほうに改正案を上程しまして、資本剰余金を議会の議決を得ないで、条例によ

り処分して欠損金に充てるという方法をとらせていただきました。この際に、総務省では、基本は平成 26 年 4 月から制度改正に伴った会計準則を適用しなさいというふうに言っておりますので、実施できる自治体については、前倒しで 25 年度事業からやっているところもありますけれども、基本的にはほとんどの自治体が平成 26 年 4 月からの実施になります。

もう 1 点は、この会計準則以外に自治体によって改正しなくてもいい項目については、そのままにしておりますかというようなご質問だったと思うのですが、基本は総務省の会計準則に則して全部やらなければならないということでご理解ください。

竹田委員長 地本病院事務局長。

地本病院事務局長 最後のご質問でありました老健と水道事業の口頭での説明を申し上げましたけれども、ここに病院事業の比較を出しました。改正後、改正前というように。ここに水道も老健も付けてしまうと、こんがらがるといいますか。基本はこれですから、病院をあててもらえれば、だいたい同じなものですから。老健も水道も付けてしまうと、混乱してしまうということもあって、今回は病院事業をベースにしたということでご理解をお願いします。

竹田委員長 又地委員。

又地委員 引当金の計上の義務付けの部分で、退職給付引当金最長 15 年間の分と言いましたか。そうしたらその部分と、それから貸倒引当金の計上の義務付け。これはなかなか大変でしょう、貸倒引当金の割り振りというのは。これは早い話、未収金が出たものをその年度、年度で上積みしていくだけのことになるのですか。それとも、予測で立てるということはこれは困難でしょう、貸倒引当金の。それとも、これは何か国の指導の元に、パーセント的なものが決まっているのですか。それで、退職給付引当金最長 15 年間も引当を、例えば 1 年経過してまた 15 年、1 年経過して 15 年。そうしたら、病院事業が黒字になっていく見通しなんて立てられないのではないですか。どうでしょう、その辺は。賞与引当金の 12 月分というのは、12 月から 5 月までだけれども、当年度の分は 3 月末で年度末だから、12 月から 3 月までと言っていたのだけれども、この部分がちょっとわからないのですよね。

竹田委員長 平野主幹。

平野主幹 まず 1 点目の、退職給付引当金の積立です。又地委員さんのほうから 15 年で積立するということから、病院事業会計でいうと、今回の 25 年度のベースで算定すると 6 億円が足りないということですから、年間 4,000 万円ずつ積んでいかなければなりません。ですから、4,000 万円も費用が出ていくことになりますので、又地委員の言われるとおり、黒字を確保するのはなかなか厳しくなるというのは、ご指摘のとおりだと思います。現在、総務省のほうでは、病院改革プランの検証をしまして、単年度の黒字化というのを義務付けているような状況にありますので、退職給付引当金については、5 年間であれば特別損失で処理できますという選択方法もありますので、病院事業会計については、黒字化を追求していかなければならないということもありますので、平成 26 年度の予算をこの場で審議していただくということにはなりませんけれども、特別損失にして 5 年間で計上するか、それとも 15 年として計上して赤字が確保できるのかを、その辺を十分見極めた中で、対処していきたいというふうにご検討しております。

もう 1 点目の貸倒引当金の計上積算のほうについてなのですが、こちらについても、総務省のほうから具体的な積算方法というのは指示されておりまして、病院事業であれば 3 年間で原則未収金というのは不納欠損になりますので、過去 3 年の不納欠損実績率を平均を出して、それを計上するのもしぶさかではありませんという形で指導がされておりますので、それに基づいて平成 26 年度予算については、計上をさせていただき予定でございます。

3 点目の手当については、制度開始の 1 年目だけイレギュラーになりまして、26 年度で予算の話をするわけにはいかないのですが、25 年度をベースにお話させていただきますけれども、25 年度については、本来であれば 25 年の 6 月に支給される手当というのは、24 年の 12 月から 25 年の 5 月までです。ワンイヤールールの徹底ですから、1 年間の支出は 1 年度の事業予算で見ることになりますから、4 月、5 月分については、当年度予算、25 年度予算で見ることになります。ですけれども、12 月から 3 月分については、過年度の予算で本来計上しなければならない引当金でしたので、これを 25 年度だけは特別損失で見なさいということで計上になっております。さらに、26 年度の 12 月から 3 月分については、当年度で予算計上することになりますので、これは給与費の賞与引当金繰入額に予算計上しなさいということになりますので、事業が平成 25 年度 1 年間だけは 2 か年分の賞与引当金を計上しなければならないということになりますので、今後審議していただく 26 年度予算については、その分が費用が若干、増えようという形で上程になるかと思えます。

竹田委員長 又地委員。

又地委員 5 番のたな卸資産の価額とあるのだけれども、低価法の義務付け云々とあったのだけれども、そうすると、たな卸資産をいかに減らすかということですよ、結論からいくと。たな卸資産をいっぱい持っている、減らされるでしょう、公示価格の。そうすると、この辺もなかなか頭の使うところですよ、病院サイドでは。ただ、薬がそんなに外来をあれしているのだから、そんなに薬の部分はないと思うのだけれども。あと何かな、極力、たな卸資産を増やさないためにはとなったら、どういうものが出てくるのだろうか。

竹田委員長 平野主幹。

平野主幹 いま、貯蔵品等で貸借対照表に計上してありますのは、主に薬品と診療材料であります。又地委員さんが言われるように、院外処方で行っておりますので、薬品の在庫というのは以前に比べたらだいぶ減っております、年度末で 500 万から 600 万円程度であります。ですので、実質この低価法による影響というのは、診療報酬改定がされた年度で薬価というのは、この 2 年間毎に行われる改定で、常にマイナスになってきておりますので、4 月 1 日以前に納入した薬品が 4 月 1 日の診療報酬の薬価を提供した場合に、少なくなった額を当該年度で評価損ということで落とすことになるかと思えますので、今後は薬品のさらなる効率的な在庫を抱えるということになるのかと思えますが、全体で 600 万円程度でありますので、そんな大きな額の費用化というのは、病院事業においては出てこないのかなというふうに認識しております。

竹田委員長 東出委員。

東出委員 この表を見ただけでも、また負債額が増えていくという、一つのこういう形として出てきたのだけれども、これは改正の目的の中には民間企業に極力近づけていった会

計制度をとるということであれなのだけれども、うちの場合は先ほどの話にあったのだけれども、黒字化するの本当に大変ですよ。ただ、いま現在、内部留保を持っているから、何とかまだつなぎはつないでいられるのかなと、会計上見て。ただ、何年か先のことを考えた時に、当病院は公設公営でやっていますよね。じゃあ、どこまでも赤字経過から脱しきれないといった時には、ここにある独立行政法人化される可能性というのは、多分にあるなと私はそう、素人感覚なのでちょっとわからないのだけれども。「どこまでもなかなか黒字化にできないよ、そのうちに内部留保もなくなったよ、一般会計では極力補わないよ」と言った場合に、病院がはたして地域の医療を守るとは言ったものの、病院存続が危なくなってくるのではないのだろうか。

（「休憩」と呼ぶ声あり）

竹田委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 3 時 27 分

再開 午後 3 時 28 分

竹田委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

東出委員。

東出委員 いま、又地委員が説明した部分、私も言葉足らずの部分があったかもしれないです。ただやはり、地元の病院として、私心配な部分も出てきているので、こういう会計制度が変わることによっての、今後背負うリスクというか。ましてそうでしょう、いま外来が少なくて困っていると言っているわけです。そして、過疎化でどんどん人がいなくなっている。はたして、どう考えたらいいのかなと、先のことで申し訳ないのだけれども。会計制度が変わることによって、あなた達もおそらく懸念材料を持っていると思うので、その辺ちょっと聞かせてもらえれば。

竹田委員長 地本病院事務局長。

地本病院事務局長 経営実態にキャッシュフローの話ですけれども。資金計画上は、従来と何ら変わらないということです。ただ、貸借対照表については、民間と比べた場合に、民間はどこかへ資本を受けることは可能であるのですよね、確かに。資本金を受けると、銀行などから受けることが可能と。我々は法人格ではないものですから、地方自体としてはほとんど資本金というのはないということになります。したがって、負債がどんどん増えてくるということになります。したがって、貸借対照表においては、いわゆる良くない数字です。しかし、経営をしていく時に一番問題なのは資金ですから、資金はどうなのかというと、従来と何ら変わらないと、経営自体的には。ただ、問題は、企業債を借りる時にどう見られるかという話です。企業債を借りる時に、資金を調達して借りた時に、この貸借対照表を見た時にどうするかという話で、ここがいま国のほうでそれを検討・調整をしているようです。そういう問題がありますけれども、従来からそんなに貸借対照表の見た目は良くないです。しかし、経営実態としてはそんなに毎度同じです。資金的には、そんなに変わらないということでございます。

竹田委員長 企業会計の担当とすると、新年度に例えば、いまの会計の仕組みを変えろということではいまこの時期に説明というけれども、やはりこういうのはもう少し早く、きち

んと資料含めた説明をして。いま土壇場であれすると、独法のほうに移行するのではないかという、資本が負債になるという、なぜという、単純な疑問しか出てこないのですよね。やはりもう少し、いまあと何日かすれば定例に上程になる部分で、泡を食って説明をするというふうに。もっと早く方向性が出ていたのではないかなというふうに思うのだけれども、それであればもうすこし早く説明をして、我々議会としてのある程度理解できるようなあれにしないと。正直に言って、理解できる部分とできない部分といっぱい輻輳しているのだけれども。そのままで、定例会・予算議会に臨まなくてはならないという部分になりますし、ただ、貸借の上では負債が増えるけれども、資金計画では従前とそんな差がないという部分。それが、キャッシュフローというのに変わるのだけれども、資金計画上ではそんな大きなあれがないとすれば、とりあえずは心配ないのかなというふうには思います。我々もこの部分については、また新年度に入ってから何らかの勉強をする機会も、主幹を講師に呼んで勉強会もしなければならぬ場面も出るかもわかりませんので、ちょっと難しい部分もありますけれども、こういうふうに会計の仕組みが変わるということで理解をして。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

竹田委員長 なければ、これで終えたいと想います。どうもご苦労様です。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 3 時 33 分

再開 午後 3 時 39 分

(6) 総務課

・給与の独自削減について（追加）

竹田委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

総務課の皆さん、どうもご苦労様です。

それでは、給与の独自削減について。

総務課長。

新井田総務課長 きょうは、お時間をいただきましてありがとうございます。

それでは、給与の独自削減及び再任用の基本的な考え方と、それから、事務の取扱要綱についてご説明を申し上げます。

給与の独自削減の緩和についてでございますが、現在の給与独自削減につきましては、財政健全化計画の中で、平成 19 年度から平成 25 年度までの 7 年間というふうなことで、人事院勧告の実施状況を加味しながら、毎年、削減率を決定してきたところでございます。

平成 26 年度につきましては、今後の財政状況を勘案した中で、新たな独自削減率を実施したいというふうに考えております。

1 として平成 25 年度の削減率は、お手元の資料のとおりでございますが、1 級については、削減率はゼロでございます。2 級については、行政職で 2.7 %、医療職 2 表で 2.7 %、医療職（三）では 0 %というふうなことで、以下 3 級、4 級、5 級、6 級、7 級というふうに、それぞれの級毎に 4.7、6.7、8.7 というふうな状況で削減をしておりました。

次年度以降につきましては、2に示すとおり、削減率を若干緩和をいたしまして、1級、2級につきましては0%、3、4、5級につきましては基本的に3%、医療職（三）の3級及び5級につきましては、それぞれ2%、5%というふうにしてございます。

これにつきまして、医療職5につきましては管理職扱い、医療職3級の2%につきましては、給与費の関係で、2級の0%から3級の3%というふうに削減率をしますと、一部で逆転減少が起きるということで、削減率を1%下げてございます。

このように、平成25年度と26年度の削減率を変えることによりまして、3番、4番以下のとおり、平成25年度につきましては、平均で約5.7%の削減率でしたけれども、上期の削減率にすることによって、平成26年度につきましては、約2.8%というふうな削減率になります。

削減によります年間の効果額としては、平成25年度では、一般会計、病院、老健それぞれ合わせまして約4,790万円ございました。これを緩和いたしますと、全体では2,370万円ということで、緩和額が約半減するというようなことになる予定でございます。

現在の財政状況でございますが、資料はございませんけれども、計画どおり順調に収支計画をやや上回る状況で財政が積立等も増えまして、これらの削減率を緩和することによって、26年度以降大きな一般会計、その他の会計につきまして、大きな負担となるというようなことはないというような判断の下に、26年度以降につきましてはこういう削減率でやらせていただきたいとこのような考え方でございます。

説明は以上でございます。

竹田委員長 ただいま、説明をいただきました。

福嶋委員。

福嶋委員 いま総務課長から、一般職について削減の内容がありました。その他、特別職については、どう思っているのですか。

竹田委員長 総務課長。

新井田総務課長 この度の削減については、一般職のみの提案ということで、特別職につきましては、昨年変更してございますので、今年度はそのままの削減率で取扱いしたいというふうな考え方でございます。

竹田委員長 福嶋委員。

福嶋委員 泉田町政の時に、病院の再建計画で5年間で済んだと。不良債務を改善したので、4年間で1年前倒しで終わったと。その時に、先に一般職よりも特別職のほうが3か月早く元に戻ったと、そういう経緯があります。それは、全部全く反対だけれども。一つ考えれば、特別職の中で昔は収入役がいました。いま、いないですね。いま、教育長と3人に該当するかもしれないけれども。なにかやっぱり、他の町村から比べて、いままでこうやってやってきて、町長だって40%になってやっとなら20%になりました。70万円を56万円ですか。副町長だって60万円のやつを53万円ですか。教育長は47万6,000円ですか。他の町村で教育長が40万円代の方がいますか。木古内町の隣は56万円ですか。いろいろそういうあれがあるけれども、この辺やっぱり三役は三役の、二役だけれどもそれなりのやって。昔は、一般職で一番高い人で総務課長になった人が、特別職と差がつくと声を上げたものですよ。一般職よりも特別職が年収少ないと言え、割に合わないという時代がずっときてますよ。しかし、いまはこういうふうにみんな一生懸命にやってきて、

みんなの力でこれを改善しました。そのために、減額で国からの優遇制度を受けてきました。だけれども、いい加減にして、やっぱりきちんとやってもらうと、頑張ってもらうというふうなことに戻したほうがいいのではないですか。それでなければ、仕事をやるについても、人件費がまず削減している以上に、例えば私も前もって、去年の条例改正の時に少し言うかと思ったのです。いま言うけれども、例えば管理職手当。元に戻らないのに管理職の差をつけて、4万4,000円、3万9,600円と。なぜ、差をつけるのか。国の方針だというような話を聞いたので、そうかなとは思ったのですけれども、全く我が町独自の削減ですよ。なんだか趣旨が合わないですね。なぜやったのだと言ったら、管理職にメリットがないからやったのだと。その辺がちょっとピンとこないですね。

副町長、答弁してください。

竹田委員長 副町長。

大野副町長 特別職の独自削減について、ご配慮をいただきありがとうございます。昨年、町長については20%、副町長、教育長については15%削減ということで、提案をさせていただき、1年間運用しております。この3月の定例会においても、これは町長を含め三役で、三役といいますか教育長を含めて相談した結果、まだ復元するには時期尚早ということで、前年と同じ条例提案をしましょうということでまとめておりますので、先にお知らせするのはよろしくないのですが、そここのところはよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それと、独自削減を管理職手当なのですけれども、率での管理職手当ということになりますと、独自削減をするとそれも合わせて削減となると。それを、確か平成19年の国の改正で定額という方向が出ておまして、それを調査したところ、難易度といいますか、業務の難易度によって変更することができると。いわゆる格差になるのでしょうか。これを、北海道の事例にも合わせまして、そしてさらに、町村のほかの渡島管内の状況ですとかを調べさせていただいて、木古内案ということで作ったのが今年の提案です。4万4,000円が総務課長、病院事務局長、3万9,600円が会計管理者、あとは3万6,600円で決めさせていただいておりますので。これは、独自削減に左右されることなく、管理職に手当をしっかりと出して、働いてもらうということの意味合いでやっておりますので、そここのところは今後もよろしくお願ひしたいというふうに思います。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

竹田委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後3時51分

再開 午後3時59分

竹田委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

独自削減の緩和については。

(「なし」と呼ぶ声あり)

・再任用制度について (追加)

竹田委員長 再任用は簡潔にお願いします。

総務課長。

新井田総務課長 それでは、再任用の基本的な考え方をまずご説明申し上げたいと思います。

資料の 1 ページをお開きください。その前に、資料に誤字がありましたので、ちょっと申し訳ないのですが、訂正をさせていただきます。

1 ページの 4 俸給のところの、②昇級はしないとある昇級の級ですけれども、これは 1 級、2 級の級ではなくて、給料の給にご訂正をお願いします。あと、同じことが 3 ページの下から 6 行目、(給与) 7 条、昇級というふうになっておりますけれども、ここも同じような過ちでございますので、申し訳ありませんが糸偏の給に、給料の給にご訂正をお願いいたします。

それでは、再任用の基本的な考え方について、ご説明申し上げます。

年金制度の改正によりまして、平成 25 年度から 60 歳定年退職者となる職員は、共済年金の報酬比例分の支給開始年齢が 65 歳というふうに引き上げられていきますことから、今後 60 歳で退職する職員については、収入がない期間が発生するということとなります。

これを受けて、国のほうでは平成 25 年 3 月 26 日に閣議決定をいたしまして、公的年金が支給されるまで、再任用を希望する職員については、再任用を行っていくというふうに決定をされたところでございます。

これを受けまして、給与制度については、町も国に準じておりますので、平成 25 年度の定年退職者となる職員については、年金受給年齢までの間、新たに再任用制度の仕組みを確立していくというふうなことが必要になってまいります。

そういうことで、平成 26 年 4 月 1 日より以下のとおり、再任用をしてみたいというふうに考えているところでございます。

1 として、対象者につきましては、平成 25 年度以降に定年退職する職員、あるいは 25 年以上勤務して定年退職前に退職した者のうち、60 歳を過ぎて退職後 5 年以内の職員、年金未支給者に限るということでございますが、②については、いまのところ該当者はないものというふうには考えております。

2 の任期・任用期間につきましては、任期は 1 年以内ということで、年金が出るまで更新が可能と。

それから、意思表示につきましては、再任用される年度の前の年の 6 月末までということで、これにつきましては、どうしてこういうふうにするかと言いますと、新規職員の募集がいま渡島町村会の中でやっているのですけれども、7 月になると募集人数の要綱がまいりますので、それまでの間に再任用を確定して、その年度以降の新採用をどうするかというふうに考えまして、このような制度設計にしたいと思っております。

3 の勤務時間と休暇でございますが、任用形態は、常時勤務、要するにフルタイムでございます。それから、短時間勤務の 2 種類ということで、ただし、短時間勤務については、病院事業に勤務する医療技術者のみというふうには考えております。

それから、休暇及び年次有給休暇等は、定年前の職員と同様の扱いを考えております。

給料につきましては、下の表にございます再任用職員の俸給表、これは人事院から示されております。これの 1 級から 4 級の間で運用したいと。昇級はしないというふうに考えております。

基本的には 2 級を基本として、いまのところ考えております。3 級、4 級につきましては、特殊な事例。1 級につきましては、公務補さんが退職なった場合には、1 級というふうにいまのところ考えてございます。

次に、2 ページをお開き願います。諸手当につきましては、通勤手当、超過勤務手当、期末勤勉手当を支給いたします。期末勤勉手当の率は下の表にあるとおり、合計で年間 2.10 か月でございます。

その他といたしまして、服務、分限、公平、災害補償等における扱いは一般職員と同様。それから、退職手当は支給しないということですが、常時勤務職員につきましては、一般職員と同様、共済組合には加入ができるというふうになっております。

それから、退職手当は支給しませんので、雇用保険に加入いたします。

それから、④番としては、再任用職員は管理職には任用しないということで、取扱いを決めております。

以上が、基本的な考え方ということで、これに基づきまして 3 ページ、4 ページに事務取扱要綱を乗せております。概略を簡単にご説明いたします。

第 1 条につきましては、総則ということで、こういうことで再任用をしていくというふうな内容でございます。

第 2 条につきましては、収支ということで、無年金の間の接続をすると。無収入の期間が発生しないようにする制度ですよということでございます。

3 条では、任用及び更新対象者の確認ということで、先ほど申しましたように、再任用あるいは再任用更新する場合は 6 月末日までに、その確認を行うとしております。

4 条は任用形態として、フルタイム及び短時間勤務ということでの規程でございます。フルタイムにつきましては一週間、現在の職員と一週間の勤務時間が 38 時間 45 分、短時間勤務につきましては、一週間あたり 15 時間 30 分から 31 時間の範囲ということを決めてございます。15 時間 30 分というと、だいたい週 2 日稼働、3 日稼働になりますと 23 時間 15 分、4 日稼働で 31 時間、こういう時間割になります。

それから、5 条の再任用の配置でございますが、これにつきましては、再任用される職員の従前の経験あるいは勤務状況等を総合的に勘案して、任命権者において決めていくというふうにしております。

それから、再任用期間と更新でございますが、再任用期間は基本的に 1 年でございます。1 年、1 年。そして、年金の出るまで更新ができるものというふうにしております。

次に給与でございますが、先ほど申しましたように、1 級から 4 級までの間で任命権者が定めるというふうにしております。ただし、短時間勤務職員につきましては、その時間に比例して給料を定めるということにしております。

8 条の諸手当につきましては、先ほど申しましたように通勤手当、時間外勤務手当、期末勤勉手当を支給するというふうにしております。

4 ページでございます。9 条の週休日ですが、週休日につきましては、土曜日と日曜日、一般職員と同様でございます。短時間勤務職員につきましては、その中で、またさらに週休日を設けるというふうにしております。

10 条の休暇でございますが、これにつきましても、一般職員の例によるということで、年間 20 日間付与して、定年前の休みが残っていればそれについては、繰り越しをすると

いうふうになってございます。

なお、育児休業については、これは認めないとしております。

次に、服務、分限でございますが、第 11 条です。これは、一般職員と同様とするとしております。

公務災害補償の第 12 条につきましては、地方公務員災害補償の定めるところによるというふうにしております。

13 条の健康保険等でございますが、基本的に常時勤務、フルタイムの職員は、共済組合に加入いたします。短時間勤務職員につきましては、時間数によって、それぞれ健康保険、厚生年金、国民年金保険、介護保険、それぞれの時間によって、それぞれ振り分けされるというふうになります。

第 14 条の雇用保険は、退職金が出ませんので、雇用保険に加入することになります。

第 15 条で旅費につきましては、一般職と同様に旅費を支給いたします。

第 16 条は、委任でございます。

附則として、26 年、本年 4 月 1 日からの施行をしてまいりたいというふうに考えております。説明は以上でございます。

竹田委員長 説明を受けました。これより質疑を受けます。

又地委員。

又地委員 勤務形態、勤務時間と休暇の部分で、①の「ただし、短時間勤務は木古内町病院事業に勤務する医療技術者等とします」。これは、看護婦さんだと思っただけけれども、公的制度に全適にして、看護婦さんなり病院の先生方の採用云々に関しては、管理者が一任されているのではないのですか。そうだとすれば、この部分はあてはまらないのではないかとそう思うのだけれども、どうでしょうか。

竹田委員長 総務課長。

新井田総務課長 ただいまのご質問ですが、基本的に病院の技術者等につきましては、ドクターは入りません。ドクターは定年が 65 歳でございますので。それ以外、看護師あるいは検査技師、薬剤師等でございます。基本的には、病院のほうで詳細については定めるわけですが、町の全体の要綱としてこのように定めさせていただきました。というのは、病院以外にも、例えば一般会計のほうにも栄養士あるいは保健師等がございますので、その辺も含めて統一的な要綱ということで、このように町の要綱として定めさせていただきます。

竹田委員長 又地委員。

又地委員 老婆心ながら、松前町みたいなことがあればこれもまたもめるなど。そんな気がしないでもないのですが、ちょっと聞いてみたのですが。そうしたら、管理者が逆に向こうのほうで「この人」と決めてしまって、こっちに上げてきてもそれはいいということですね。

竹田委員長 福嶋委員。

福嶋委員 病院の管理者の全部適用の時に、いまの小澤管理者が来た時に、70 以上になっているから 65 歳までの定年を、70 歳以上の管理者を入れるために条例改正したら、今回松谷院長が 65 歳になりますよね。本人にこの間会ったら、「誕生日以降、一般職に降りて働かせてもらいます」という話をされたのだけれども、その話は理事者は知っていると思

うけれども、私も「ああ、そうですか」とは言ったのだけれども、そのことは小澤管理者が当時来た時の条例改正に、いまの院長も適用されるのですか。その辺どう考えているのですか。

竹田委員長 副町長。

大野副町長 ただいまの福嶋委員からの病院の管理者に関しての定年年齢ですけれども、条例を作った際に、一般医師で役職就いているかたですとか、そういうことからは一切排除です。管理者だけの条例ということで作っておりますので、いまおっしゃられたように、院長の定年年齢が延びたということにはなっておりません。

竹田委員長 福嶋委員。

福嶋委員 そうではないのですよね。昔、函病の長谷川正という院長が 65 歳で定年なのですよね。それは、特別に 5 年間延長したのです。この院長は、市長が特別、我が市には必要だということで、1 年刻みで 5 年間延長したのです。そういう条例を作って、1 年刻みで 70 歳まで 5 年間延長できるという市の条例を作ったのです。それで名誉院長みたいな形で、この院長は我が病院には必要な院長だと。だから 1 年ずつ延長すると。70 歳までいたのです。だから、我が町もそのことに考えて、例えばいま医者が足りない。松谷院長が 24 年生まれです。「誕生日がくると 65 歳だから、私は降りてあとは働かせてもらいます」という話だったけれども、延長しないと 3 月 31 日で終わりなのでしょう。その辺はどう考えているのですか。

竹田委員長 副町長。

大野副町長 国民健康保険病院事業ということで、全部適用になっておりますので、ただいまのご質問にあるように、函病さんがそうされたということであれば、全部適用ということで管理者がいらっしゃいますので、管理者のほうで提案があつて、これは議会のほうに管理者が提案をしてくると。町長が提案する権限ではございません。予算については、これは一般会計のほうから繰り出しをしますのです、そこについての協議は当然必要な話なのですけれども、提案権については管理者のほうになりますので、私のほうでもいま伺いましたので、少し情報収集というか聞いてみたいと思います。

竹田委員長 ここでいう一般職の再任用とは、また別途の形の中で病院事業としての取り組みだというふうに思います。

平野委員。

平野委員 再任用についての中身につきましては、退職者のかたが年金までにどうしようかということで、その施策だということで中身は理解しつつも、恵まれている職場だなというふうにも感じております。その中でも、特に心配されるのが、ここ 1、2 年、3 年の間に、退職のかたが非常に人員的に多いと思うのですけれども、それで、例えばわからないのですけれども、例えばその方達が全員この再任用を希望して入った時に、ここで人事権もないものですから、そのことを話すのは適切かはわかりませんが、例えばいままで退職するまで所属していた課に、そこの一般職にはなるわけですけれども、入っていままでの実力を発揮してもらおうのほうがいいというふうに考えるのか、それとも逆に、そのいままでいた課にいることによって、その人がまた力を発揮してくれるのでしょうかけれども、そのことによって、若手が成長をしていけないのではないのかなという心配もあります。

また、言い方は悪いですけれども、若手でどんどんこれから主査、管理職になっていく

べき人達の芽を潰すようなことがないのかなとも心配されますので、余計なお世話かもしれませんが、配置についてのもし考えですとか、特にここ数年間多いものですから、あればお聞かせいただきたいのですけれども。

竹田委員長 平野委員、3 ページの 5 条で再任用の職員の配置の考え方、基本的な考え方をここで示していますので。あと、行政側で「この人はこのポストが」という部分で、発令するというふうに思います。先ほど、老婆心というか松前の事例の部分も出ておりましたし、今回は 1 人だけですよ。これは、再任用を受けるためには、当然、前の年の 6 月から既に。今回、この法律をいま作ろうとしているから、もう既に本人の意志表示は出ているのです。それであれば、そのような中で当然、1 名が新年度に再任用を受けるといようなことになるわけですから。配置については、この 5 条に書いているように、適職というかいままでの。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

竹田委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 4 時 22 分

再開 午後 4 時 26 分

(7)その他

保健福祉課

・ 障害者福祉特別地域加算金の未支給について

竹田委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

それでは、障害者福祉サービス特別地域加算の未支給の実態について、説明を求めます。

尾坂主幹。

尾坂主幹 それでは、障害者福祉サービスの特別地域加算の未支給に関しての報告をさせていただきます。

先だって、新聞に報道されておりますので知っているかと思えますけれども、障害者福祉サービスなのですけれども、保健福祉課の資料 1 ページですけれども、平成 21 年度に報酬の改定が行われております。その報酬改定によって新たに設けられたのが、1 番、2 番となっております特定事業所加算と 2 の特別地域加算が新たに出てきました。

3 ページをお開きください。特別地域加算というのは、厚生労働大臣が定める地域となっております、この特別地域加算の加算対象となる地域というのが、上から離島、特豪、辺地等々の指定を受けている地域ということになります。下のほうに表になっておりますけれども、ほとんどの市町村がこの指定になっているのですけれども、函館市だけは旧町村、戸井ですとか恵山そちらのほうは該当になるのですけれども、函館市は特別地域外になっています。

それで、この特別地域加算の対象となる障害サービスというものが、真ん中に四角で灰色でくくっております居宅介護、重度訪問介護等々になっております。この報酬改定について、北海道のほうでも平成 21 年に事業所と市町村の担当者を集めて説明会を行っております。その時に、障害者福祉サービス受給者証のほうに、この特別地域加算の対象者で

ある旨を記載するようにこの時指導を受けております。

4 ページを開いていただきたいのですが、参考資料となっております。参考資料の右側のほうに、介護給付費の支給決定内容とありますけれども、その下にサービスの種別、居宅とあります。この一番下の予備欄のほうには、居宅介護加算特別地域加算対象者で、次、その下の受給者証ですけれども、こちらのほうは、サービスの種別が重度訪問介護、すぐ下のほうにですけれども支給量等とあります。そこに、下のほうですけれども、特別地域加算対象者となっております。今回、なぜこの加算が支給されていないというのは、21 年からはじまったのですけれども、居宅介護をはじめた時のサービス利用者に対して、当初、サービスを受けていた事業所が七重浜だったのです。それで、担当者のほうが勘違いをしてこの地域加算対象者という記載をしていなかったのが 2 名いました。平成 23 年から 24 年の居宅介護に関しては、受給者証には記載しております。重度訪問介護 1 名いますけれども、この 1 名に関しては事業所が函館なのものですから、特別地域加算対象者と記載しておりませんでした。

なぜこのようなことが起こったかというのが、2 ページ目になるのですけれども、障害のほうのサービスなのですけれども、特別地域加算を加算請求できるのは、事業所がどこにあらうと、厚生労働大臣が指定する地域に住んでいれば加算の対象になるのです。ですけれども、介護給付のほうは、事業所が特別加算地域外の函館市に事業所がある場合は、例えば木古内が加算地域対象地であっても、請求はできないことになっております。ですから、函館市の事業所の人木古内にサービスを受ける利用者がいて、サービスをして介護のほうは特別地域加算は請求できなくなっております。障害のほうはそれはないのです。ですから、その辺で今回、担当者も事業所のほうも勘違いをした部分がありまして、木古内でも加算請求の未払いがあったということになっております。

居宅介護のほうでは、新聞に載っているとおり木古内は 170 万円強になっておりますけれども、居宅介護は 14 万 4,000 円、重度のほうは 159 万円と。重度のほうは、毎月利用をしていますので、こういう大きい金額にはなりますけれども、居宅のほうは、1 か月なり 2 か月しか利用を受けていないかたが多かったのです。ですから、こういう金額が重度に比べると低いということになっております。

最後の今後の対応ですけれども、国庫負担に関しては、平成 26 年の 11 月を目処に実績を提出して、その精算で国負担の 2 分の 1、道のほうに関しては、6 月 30 日までに実績報告を提出して、道のほうは所要額の 4 分の 1、町は 4 分の 1 の負担になりますけれども。

事業所への支払いなのですが、この 3 月に過誤請求で調整をして、事業所のほうには支払いを済ませるつもりでおります。3 月には、未支給の分と介護給付費のほうがもともとちょっと少なくなったので、その補正として 3 月に提案するつもりでおります。

利用者の負担ということですが、ほとんどの利用者のかたは利用負担がゼロになっております。今回、個人負担で発生している中で、2 名ほどがこの地域加算で加算請求をされると、事業所のほうに支払わなければならない金額というのは、1 名が 6,500 円、1 人が 680 円くらいの金額になっております。

以上で報告を終わります。

竹田委員長 福嶋委員。

福嶋委員 今後の対応の中で、国庫負担の処理は平成 26 年 11 月を目処に実績報告を提出

すると。なぜ、11月までしないのですか、いまわかっていて。道負担は6月まで実績を出す。事業所は3月に国保連合会を通じてするのだと。なぜ、こっちにだけは、年度末近くまで延ばす理由はなぜなのですか。

竹田委員長 尾坂主幹。

尾坂主幹 国庫負担の処理に関しては、いまの25年度の医療給付費の終わるのが、3月診療は5月になります、支払いが。最終的に決定するのが出納閉鎖期以降になるので、国のほうは11月までに実績報告を提出して、少なければ追加支給で、毎年多く支給した場合には返還処理ということになっておりますので、処理に関しては、毎年同じ時期の処理になっております。

竹田委員長 そうすると、この部分はでこぼこが出てくるということなのですね。

尾坂主幹。

尾坂主幹 今回実績が増えるので、いま実績報告を出した時には、でこぼこというか返還の処理は出てこないです。

竹田委員長 又地委員。

又地委員 そうしたら、3月に国保連合会を通して過誤調整で支払うのですね。これは立て替え払いのようなものですか。確定していないから。そうしたら、25年度で補正を組むのですね。26年度で道なり国庫負担なり、道負担金が入ってくるという形ですね。

竹田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

竹田委員長 なければ、以上で終わります。どうもご苦勞様です。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後4時38分

再開 午後4時40分

3. 意見書

- ①「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める」意見書
- ②特定秘密保護法の廃止を求める意見書
- ③利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書
- ④労働者保護ルール改悪反対を求める意見書

竹田委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

意見書が4件出ております。それぞれ、局長のほうから。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後4時40分

再開 午後4時50分

竹田委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

①番、②番、④番については、管内の状況を含めて保留にしたいと思います。③番については、12月の定例で同様の部分を採択しておりますので、今回は不採択というような形

で進めたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

竹田委員長 よければ、そのようにしたいというふうに思います。

以上で、第 11 回の総務・経済常任委員会をこの辺で。大変、長時間にわたりまして本当に感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

説明員：大野副町長、大瀬町民税務課長、福田まちづくり新幹線課長、
中尾新幹線振興室長、中山主査、木村産業経済課長、藤谷主幹、堺主査、東主査、
羽澤主任、吉田主事、野村教育長、佐藤生涯学習課長、佐藤学校給食センター長、
渋谷主幹、畑中主査、平野（智）主査、加藤（崇）主査、
地本病院事務局長、若山建設水道課長、平野主幹、吉田主査、
阿部主査、新井田総務課長、泉主査、中島保健福祉課長、尾坂主幹

傍 聴：なし

報 道：なし

総務・経済常任委員会

委員長 竹 田 努